

専門職大学院 WG 報告書(参考資料)目次 (案)

専門職大学院制度の創設・目的・趣旨

- 1-1 専門大学院制度の創設の経緯
(「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(答申)(平成10年10月26日大学審議会))
- 1-2 専門職大学院制度の創設の経緯
(「大学院における高度専門職業人養成について」(答申)(平成14年8月5日中央教育審議会))
- 1-3 専門職大学院制度の概要
- 1-4 修士課程との制度比較

我が国を取り巻く状況

- 2-1 人口の推移と将来人口
- 2-2 総人口に占める生産年齢人口の割合の国際比較
- 2-3 世界の GDP に占める日本の割合
- 2-4 企業内における高度人材の過不足状況
- 2-5 労働生産性の国際比較
- 2-6 我が国の産業別労働生産性水準(対米国比)
- 2-7 貿易相手の多様化

専門職大学院の現状

- 3-1 専門職大学院を置く大学数及び専攻数
- 3-2 専門職大学院が設置されている主な分野
- 3-3 分野別専攻数推移
- 3-4 専門職大学院の設置状況(法科・教職除く)
- 3-5 法科大学院の設置状況
- 3-6 教職大学院の設置状況
- 3-7 専門職大学院の入学者数及び在学者数推移
- 3-8 分野別大学院生数
- 3-9 日米の大学院修了者の規模の比較
- 3-10 米国の大学院(修士課程)の規模
- 3-11 ビジネススクールの世界ランキング
- 3-12 留学生数及び留学生比率
- 3-13 専門職大学院の教育と国家資格について
- 3-14 公認心理師法について

社会人教育への対応

- 4-1 専門職大学院における社会人比率
- 4-2 社会人入学者数(推計)の推移(大学院)
- 4-3 社会人の受入れを促進するための主な制度
- 4-4 社会人学生への学習機会の提供
- 4-5 高等教育機関における社会人入学者の割合(国際比較)
- 4-6 日米の社会人・有職率の比率
- 4-7 教育訓練給付制度について

教員組織の現状

- 5-1 専門職大学院制度における教員組織
- 5-2 年度別教員数推移
- 5-3 兼務に関する現行制度(イメージ図)

認証評価の現状

- 6-1 機関別評価と専門職大学院評価に係る基準等に関する細目
- 6-2 国内の認証評価機関による認証を受けている専門職大学院
- 6-3 認証評価機関の一覧(専門職大学院認証評価)
- 6-4 国際的な評価機関の概要

その他参考資料

- 7-1 「新時代の大学院教育-国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて」(答申)
(平成 17 年 9 月 4 日)
- 7-2 「グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために」(答申)(平成 23 年 1 月 31 日)
- 7-3 政府の閣議決定文書や党の提言について
- 7-4 「未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成」
(審議まとめ)概要

1. 専門職大学院制度の創設・目的・趣旨

1-1 専門大学院制度の創設の経緯

「21世紀の大学像と今後の改革方針について」（答申）（平成10年10月26日）

(2) 大学院の教育研究の高度化・多様化

3) 高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行う大学院の設置促進

- 国際的にも社会の各分野においても指導的な役割を担う高度専門職業人の養成に対する期待にこたえ、大学院修士課程は、その目的に即した教育研究体制、教育内容・方法等の整備を図り、その機能を一層強化していくことが急務となっている。
- そのため、これまでの高度専門職業人の養成の充実と併せて、これを更に進め、特定の職業等に従事するのに必要な高度の専門的知識・能力の育成に特化した実践的教育を行う大学院修士課程の設置を促進することとし、制度面での所要の整備を行い教育研究水準の向上を図っていく必要がある。

高度専門職業人の養成に特化した大学院修士課程は、カリキュラム、教員の資格及び教員組織、修了要件などについて、大学院設置基準等の上でもこれまでの修士課程とは区別して扱い、経営管理、法律実務、ファイナンス、国際開発・協力、公共政策、公衆衛生などの分野においてその設置が期待される。

この場合の学位については、国際的な通用性も考慮し、修士とすることが適当である。なお、修士（「専攻分野」）と表記する際の専攻分野の名称について各大学において工夫する必要がある。

平成11年 高度専門職業人の養成に特化した大学院の**修士課程（専門大学院）**を制度化

1-2 専門職大学院制度の創設の経緯

「大学院における高度専門職業人養成について」（答申）（平成14年8月5日）

科学技術の高度化、社会・経済・文化のグローバル化などにより、社会が多様に発展し、国際的競争も激しくなる中で、これまでの知識・技術や発想、思考の枠組みだけでは認識できない問題や解決不可能な問題が多く生じてきている。21世紀は「知」の時代とも言われるが、複雑化・高度化したこれらの問題の解決のためには、今まで以上に多様な経験や国際的視野を持ち、高度で専門的な職業能力を有する人材が多く必要とされるようになってきている。それらの人材は、社会経済の各分野において指導的役割を果たすとともに、国際的にも活躍できるような高度な専門能力を有することが期待され、そのような高度専門職業人の養成が、今強く求められるようになってきている。

⇒高度専門職業人養成を質量共に充実させることに対する社会的要請が様々な分野において急速に高まっており、各分野の特性に応じた柔軟で実践的な教育をより一層充実させる観点から、現在の専門大学院制度を、その位置付けの明確化を含め、更に改善、発展させることが求められるところとなっている。

専門大学院制度は、**従来の大学院（修士課程）の枠内**で制度設計

- 従来の大学院修士課程における研究指導、修士論文との関係から、修了要件として特定の課題についての研究成果の審査に合格することを制度上課し、これについて個別の課題についての研究の実施に対する指導を行うこととしていること
- この指導のために相当数の研究指導担当教員の配置を求めていること 等

このような制度の枠組みが、さらに、様々な分野でその求められる能力に適した**高度な専門職業人を養成するための実践的な教育を展開していく上で制約**となることが指摘

今後、国際的、社会的にも活躍する高度専門職業人の養成を質量共に飛躍的に充実させ、大学が社会の期待に応じる人材育成機能を果たしていくため、**現行の専門大学院制度を更に発展させ、様々な職業分野の特性に応じた柔軟で実践的な教育を可能にする新たな大学院制度を創設**する必要

平成15年3月 専門職大学院設置基準の制定

1-3 専門職大学院制度の概要

専門職大学院は、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりに対応するため、高度専門職業人の養成に目的を特化した課程として、平成15年度に創設

学校教育法上の目的

（大学院及び専門職大学院の目的）

第九十九条

2 大学院のうち、**学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。**

制度の概要

(1) 標準修業年限

- ・2年（法科大学院は3年）

(2) 修了要件

- ・30単位以上 ※法科大学院は93単位以上、教職大学院は45単位以上が基本
- ・一般の修士課程と異なり、論文作成を必須としない

(3) 教員組織

- ・必要専任教員中の3割以上は実務家教員 ※法科大学院は2割以上、教職大学院は4割以上

(4) 教育内容

- ・理論と実務の架橋を強く意識した教育を実施
- ・事例研究や現地調査を中心に、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答等が授業の基本

① フィールドワーク

設定したテーマに関わる代表的な実践事例について、実地調査を行う。

② ワークショップ

設定したテーマに即した事例を学生がそれぞれに持ち寄る。教員は、それら事例の発表を土台として、それらの背景等についての分析・考察を導く。

③ シミュレーション

授業テーマ等に関する条件を設定し、その条件下において想定できるモデルプランを示し、その企画立案・効果等についての検証を行う。

④ ロールプレイング

ある条件を設定し、その条件下で学生に役割（例えば批判する側と推進する側等）を割り当てて事例の検討を行う。

(5) 学位

- ・〇〇修士（専門職）（例）経営管理修士（専門職）、会計修士（専門職） 等

(6) 認証評価

- ・教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣より認証を受けた認証評価団体の評価を5年以内ごとに受審することを義務づけ、教育の質保証を図る仕組みを担保。

1-4 修士課程との制度比較

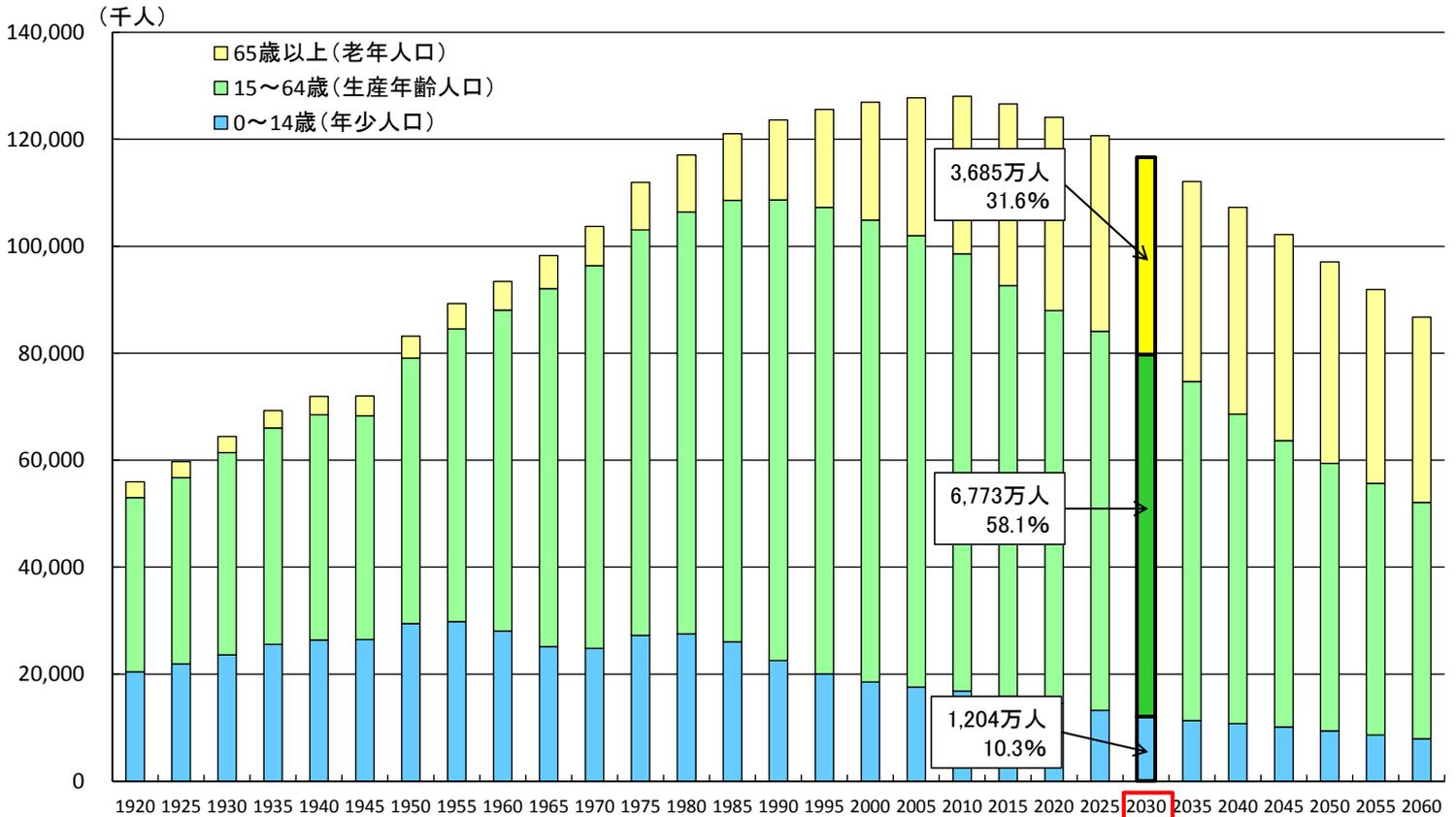
	修士課程	専門職学位課程		
		専門職大学院	法科大学院	教職大学院
標準修業年限	2年	2年	3年	2年
修了要件	30単位以上 修士論文作成 (研究指導)	30単位以上	93単位以上	45単位以上 (うち10単位以上は学校等での実習)
専任教員	-	修士課程を担当する研究指導教員数の1.5倍の数 + 研究指導補助教員数		
実務家教員	-	3割以上	2割以上	4割以上
授業方法	-	<ul style="list-style-type: none"> ・事例研究 ・現地調査 ・双方向・多方向に行われる 討論・質疑応答 	①同左 ②少人数教育が基本 (法律基本科目は50人が標準)	①同左 ②学校実習・共通科目：必修
学位	修士(〇〇)	〇〇修士(専門職)	法務博士(専門職)	教職修士(専門職)
認証評価	-	教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣より認証を受けた認証評価団体の評価を5年毎に受審することを義務付け、教育の質保証を図る仕組みを担保		

5

2. 我が国を取り巻く状況

2-1 人口の推移と将来人口

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2030年には年少人口が1,204万人、生産年齢人口が6,773万人まで減少。我が国の総人口の3割が65歳以上となる。



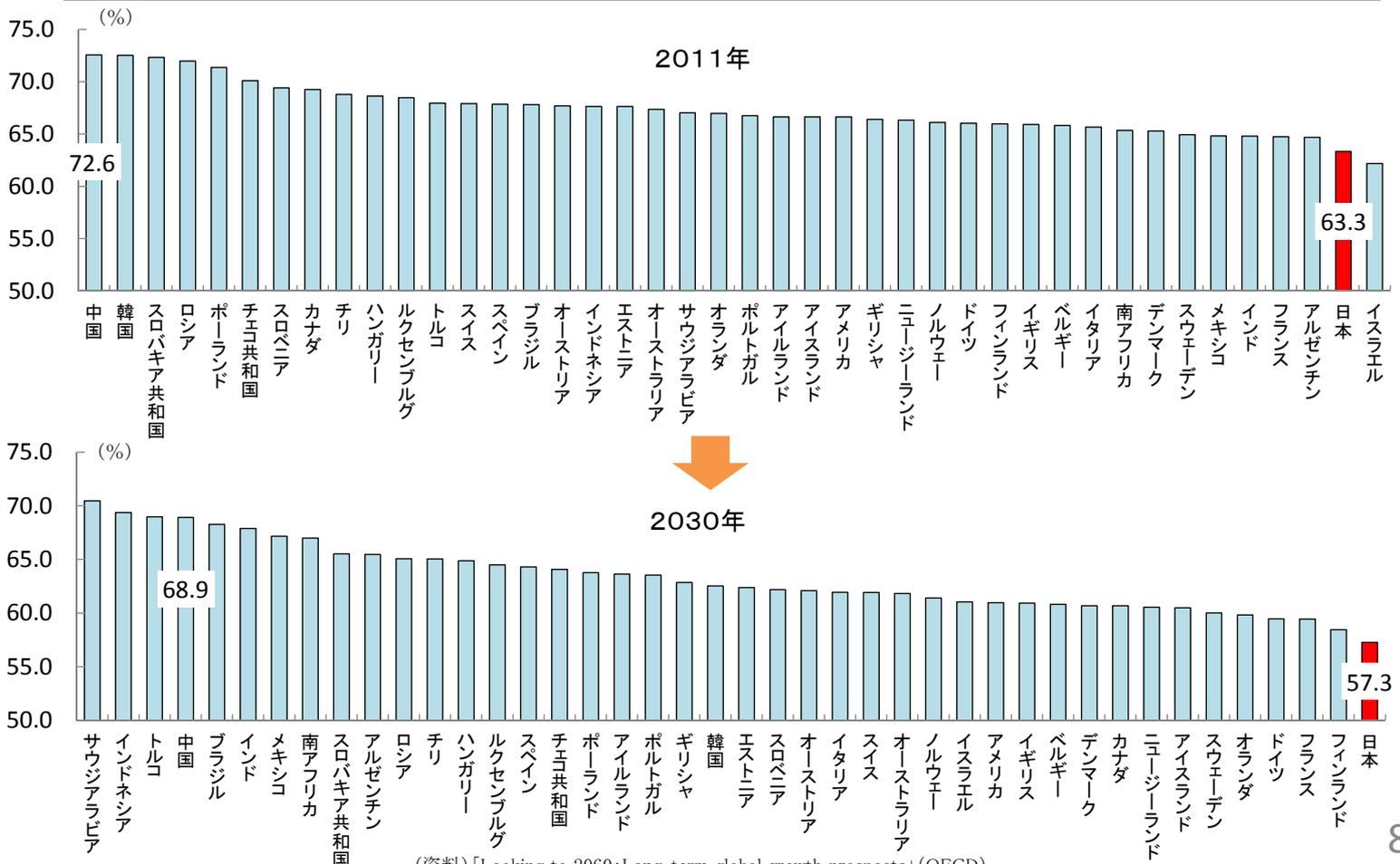
※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。実績値の1950年~1970年には沖縄県を含まない。

1945年については、1~15歳を年少人口、16~65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。

(資料)1920年~2010年:「人口推計」(総務省)、2015年~2060年:「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

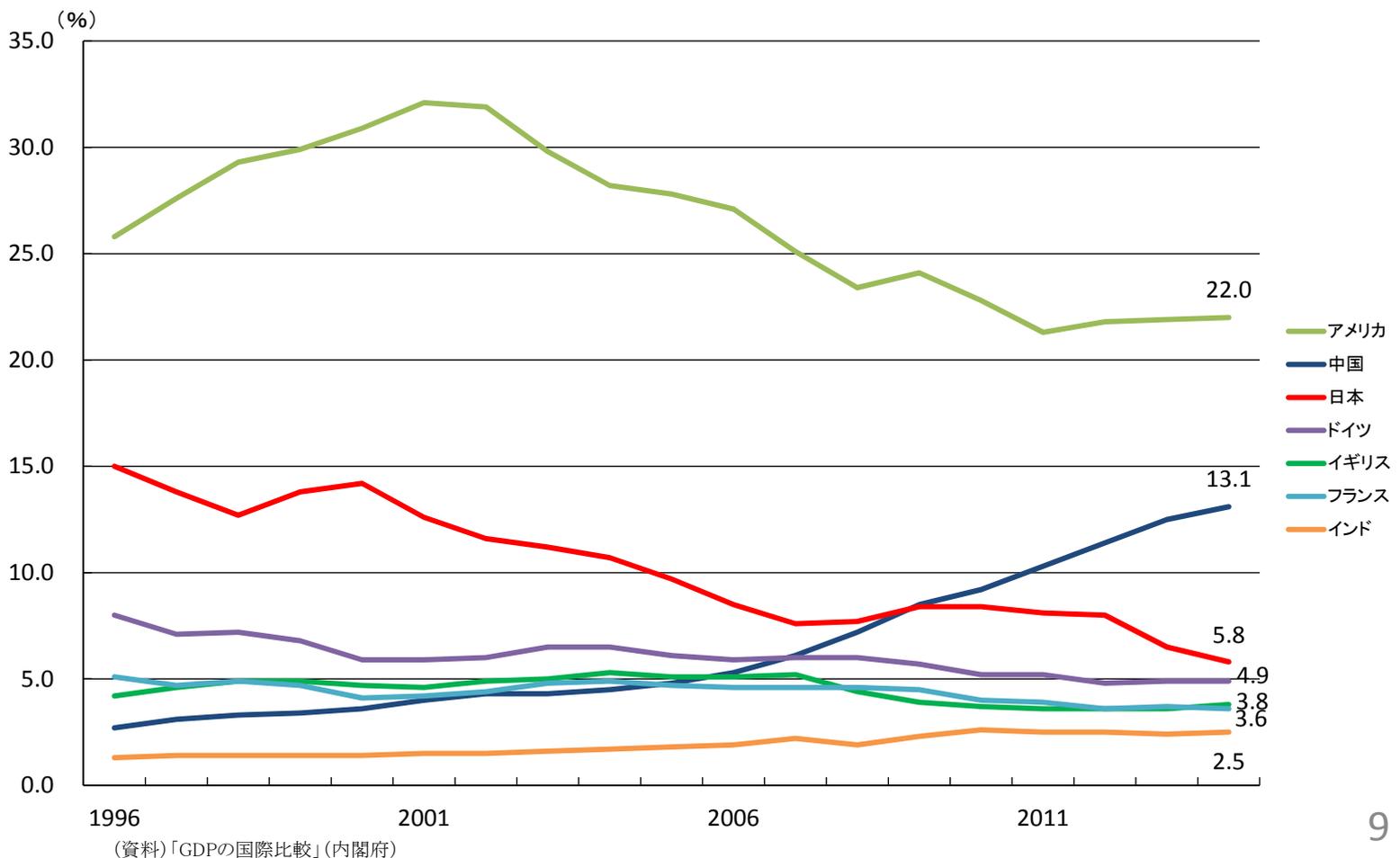
2-2 総人口に占める生産年齢人口の割合の国際比較

OECDの予測では、2030年には日本の生産年齢人口が57.3%にまで減少し、OECD加盟国中最下位になる。



2-3 世界のGDPに占める日本の割合

世界のGDPに占める日本の割合は低下傾向。一方、中国の伸びが著しい。



9

2-4 企業内における高度人材の過不足状況

※高度人材:企業において、「大卒または大卒相当のパフォーマンスをあげている」と定義



【調査概要】

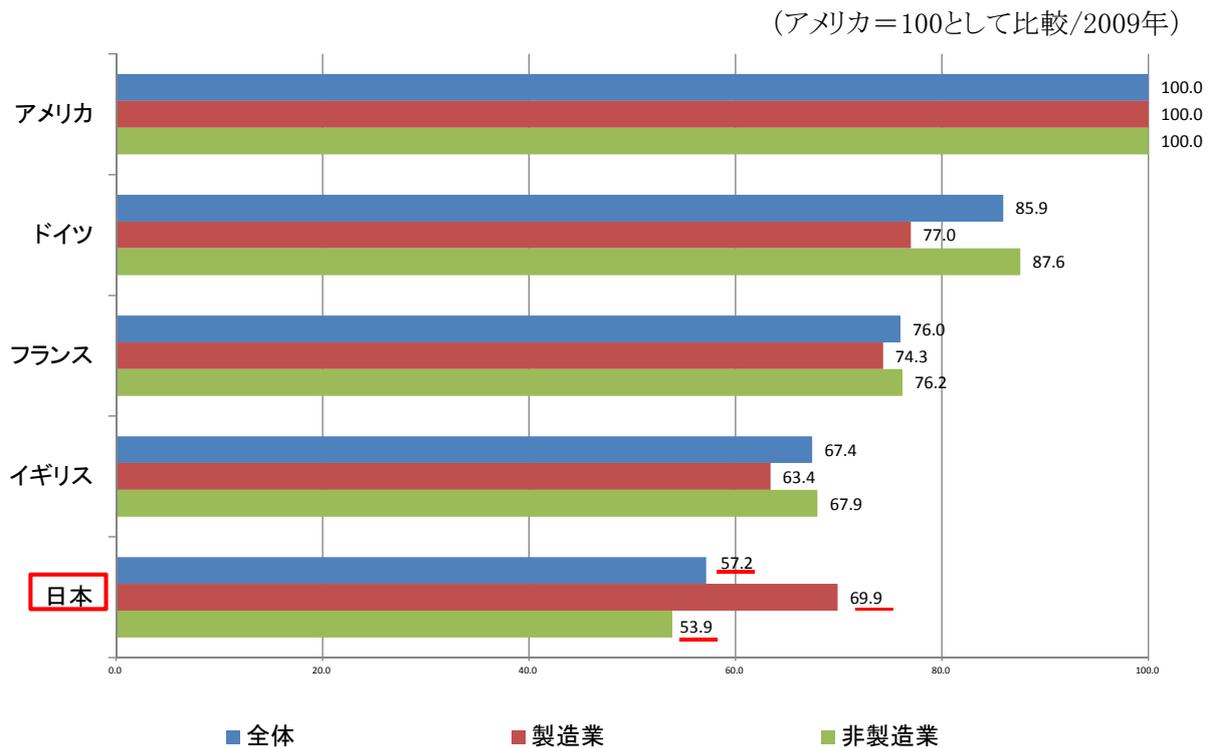
調査方法: 郵送配布・郵送回収方式

調査時期: 2012年2月

調査対象: 商用データベースから無作為抽出した、従業員(正社員)規模が5人以上の全国1万社
有効回収数: 1,516社(有効回収率15.2%)

2-5 労働生産性の国際比較

○ 労働生産性水準の対米比(米国=100)を見ると、我が国は2009年で米国の57.2%(製造業で69.9%、非製造業では53.9%)の水準と、欧州各国よりも低い水準となっている。

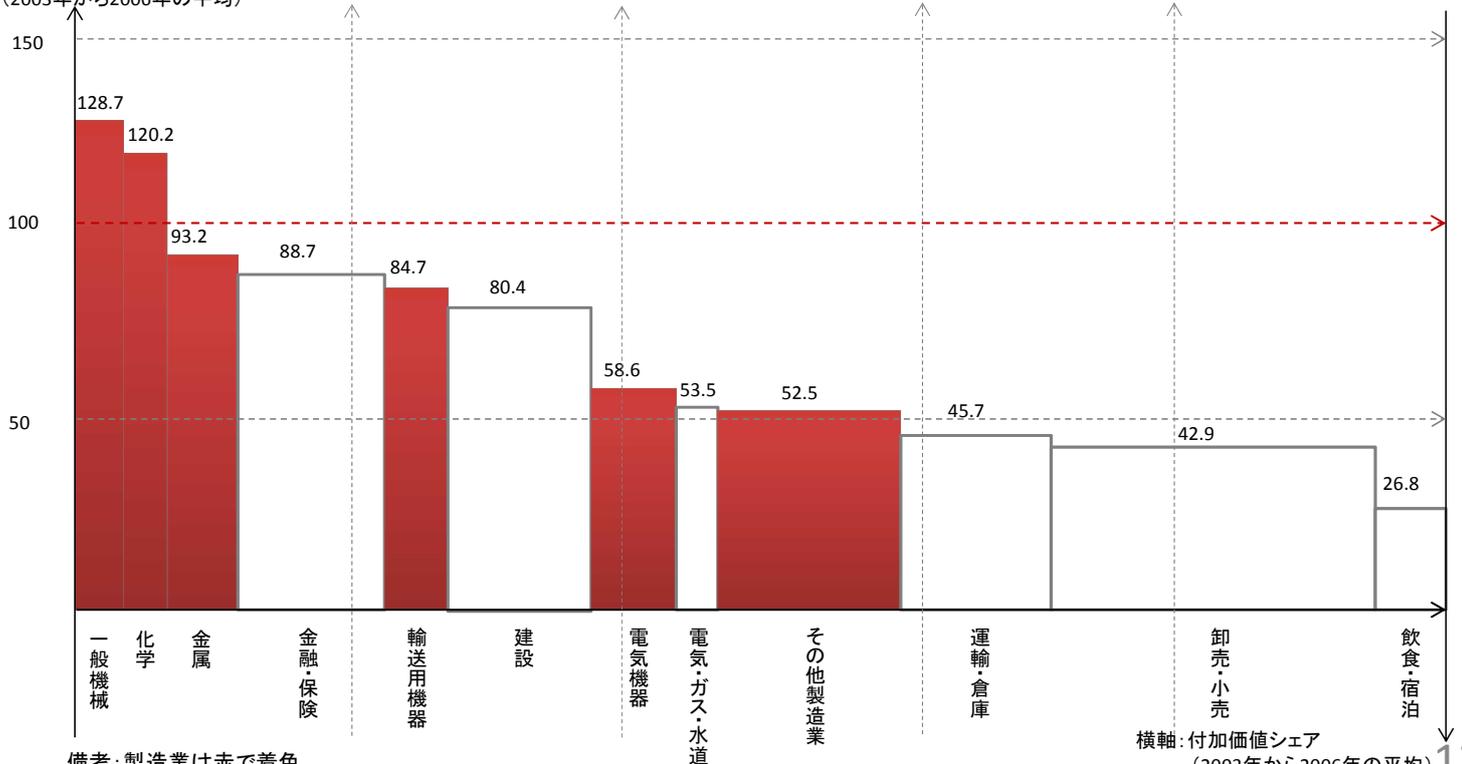


(出典) 通商白書2013年版 11

2-6 我が国の産業別労働生産性水準 (対米国比)

我が国の労働生産性は、特にサービス産業において、米国より低い数値となっており、成長戦略の実現のためには、これらの分野の生産性向上に向けた経営人材の育成強化が課題。

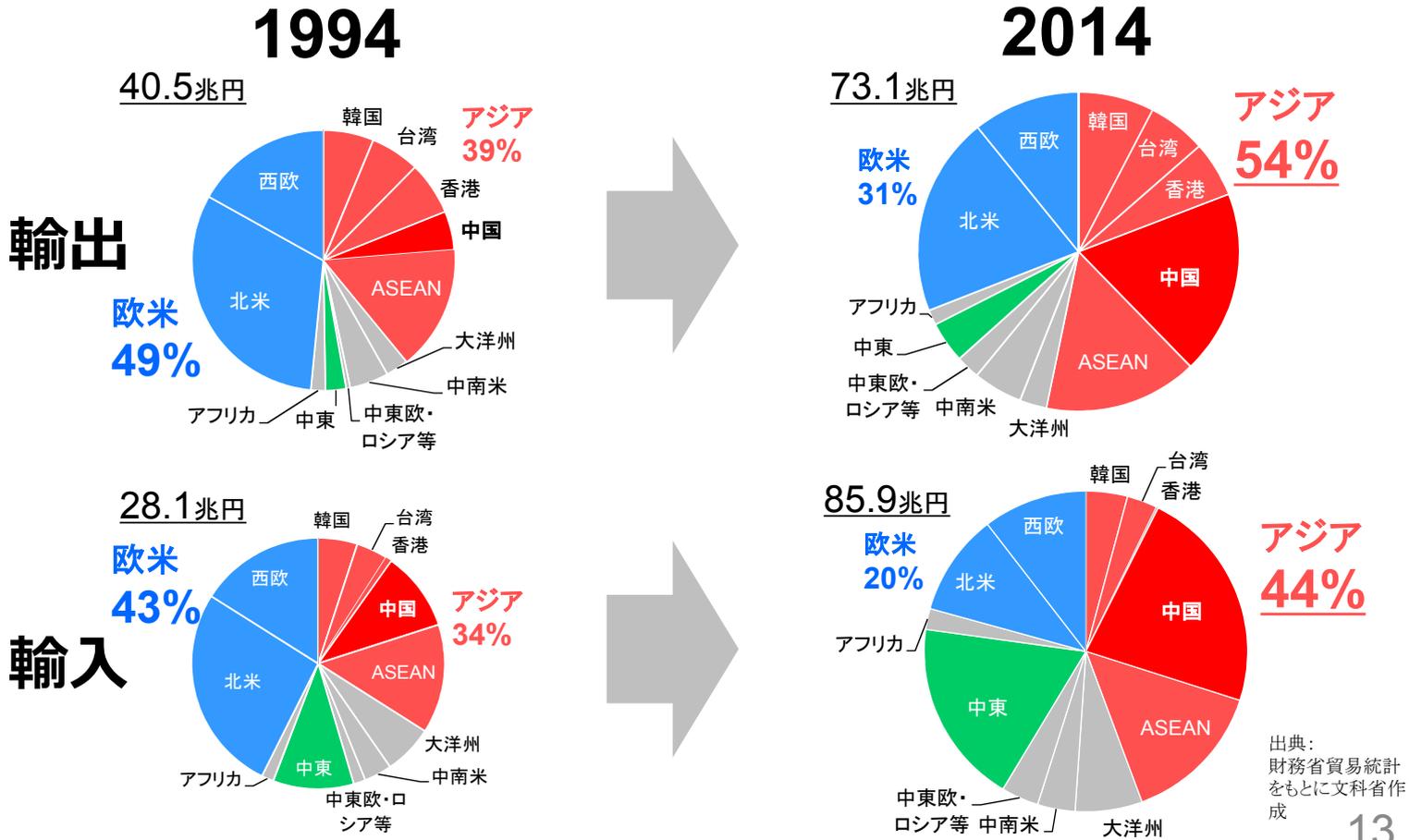
縦軸: 労働生産性水準(米国=100)
(2003年から2006年の平均)



備考: 製造業は赤で着色
資料: EU KELMS より作成

横軸: 付加価値シェア
(2003年から2006年の平均)
出典: 「通商白書2013」経済産業省 12

日本の輸出入先が、欧米諸国が主体だった10年前と比べて多様化。



3. 専門職大学院の現状

年度別専門職大学院数

※文部科学省調べ、学生募集停止中の大学院を除く

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
130校	128校	128校	124校	122校	114校	117校

分野別専門職大学院数（H28）

分野	国立		公立		私立		株立		専攻数 合計	大学数 合計
	専攻数	大学数	専攻数	大学数	専攻数	大学数	専攻数	大学数		
ビジネス・MOT	12	12	3	3	16	16	1	1	32	32
会計	2	2	1	1	9	9	1	1	13	13
公共政策	5	5	0	0	2	2	0	0	7	7
公衆衛生	3	3	0	0	1	1	0	0	4	4
知的財産	0	0	0	0	3	3	0	0	3	3
臨床心理	2	2	0	0	4	4	0	0	6	6
法科大学院	16	16	2	2	27	27	0	0	45	45
教職大学院	39	39	0	0	6	6	0	0	45	45
その他	1	1	4	3	8	7	1	1	14	12
合計	80	80	10	9	76	75	3	3	169	117

※ 1の大学で複数の専攻を設置している場合があるため、各分野の大学数の合計は全大学数の合計とは一致しない。
 ※ 学生募集停止中の大学・専攻は除く。

3-2 専門職大学院が設置されている主な分野

分野	概要	修了後の進路の例
ビジネス・MOT	経営戦略、組織行動、ファイナンス、マーケティング、技術・生産管理、情報システム等の科目により、経営分野のリーダーを養成。なお、MOT（技術経営）は、経営に技術的内容を融合した分野。	経営企画・CEO候補者、独立・社内ベンチャー起業家、先端技術戦略・政策立案者、幹部技術者 等
会計	企業や行政機関等の会計並びに監査の担い手として、様々な専門知識や能力、ITへの対応力、論理的かつ倫理的な判断力などを備えた会計のプロフェッショナルを養成。修了者は、公認会計士試験の一部科目が免除される。	公認会計士、企業や行政機関等における会計専門家、コンサルタント等
公共政策	公共政策に関する総合的な能力（課題発見、分析・評価、立案等）を有する人材を育成。各種公務員試験の免除等はない。	国際機関、行政機関等における政策・立案従事者
公衆衛生	健康の保持・増進、疾病の予防等に関して指導的役割を果たす人材を養成。	公衆衛生行政担当者、企業等の健康管理専門家、病院の医療安全管理者、シンクタンク・NGO等のアナリスト 等
知的財産	知的財産の創造、保護、活用を支える人材を養成。修了者は、弁理士試験の科目が一部免除される。	弁理士、企業・行政機関等における知財担当 等
臨床心理	人間の心の問題への専門的援助ができる人材を養成。修了者は、臨床心理士資格試験の科目が一部免除される。	企業や教育機関におけるカウンセラー、医療・保健、福祉関係業務従事者 等
法曹養成 (法科大学院)	専ら法曹養成（弁護士、裁判官、検事）のための教育を行うことを目的とした専門職大学院。	弁護士、裁判官、検事、企業・行政機関の法務担当者 等
教員養成 (教職大学院)	教員養成に特化した専門職大学院。実践的な指導力・展開力を備えた新人教員と、スクールリーダー（中核的・指導的な役割を担う教員）の養成。	専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員

※この他にも、情報、原子力等、様々な分野がある。

3-3 分野別専攻数推移①

H28.7.1現在

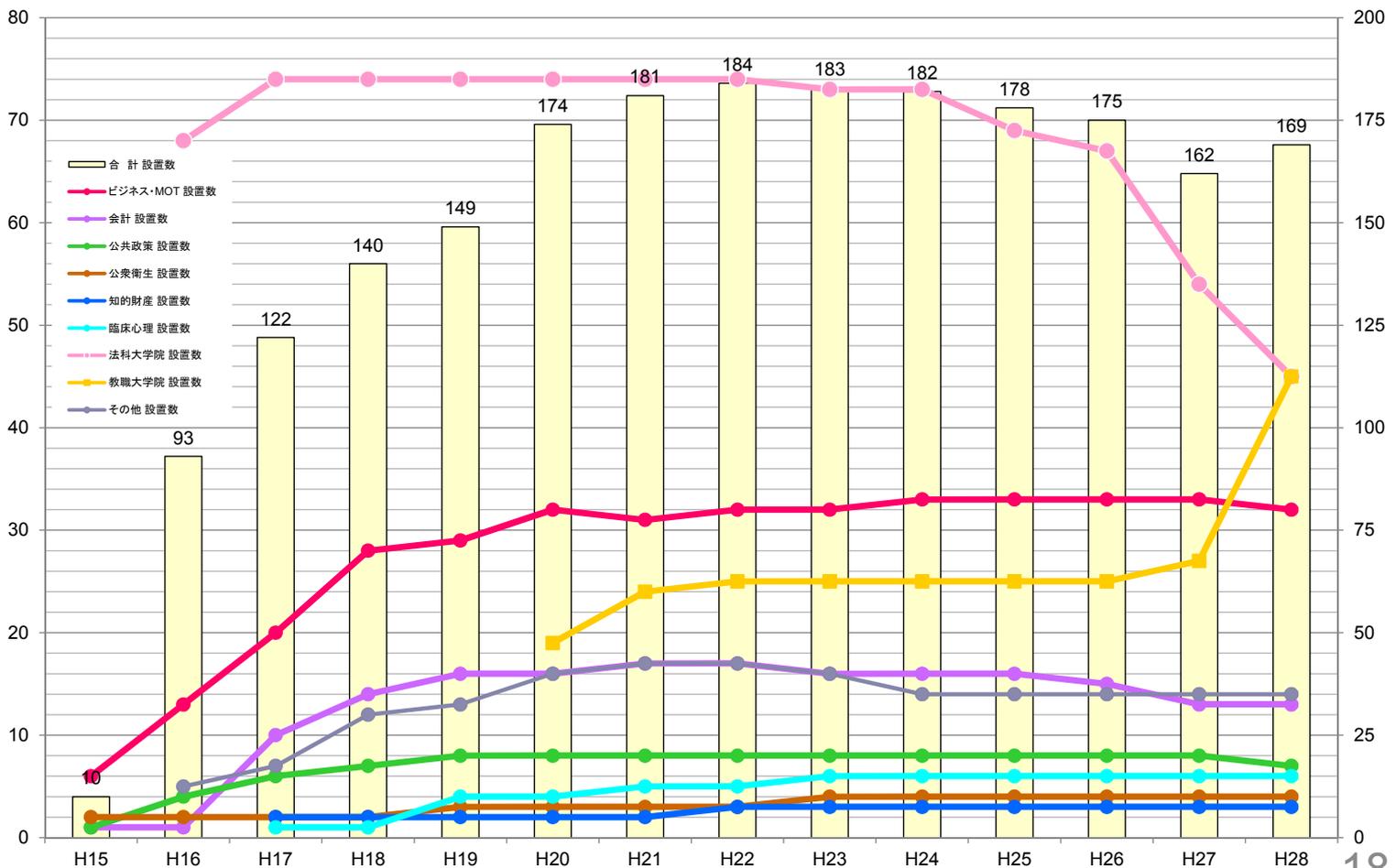
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	平成15～28年度に開設及び募集停止された専攻数合計
ビジネス・MOT	新規開設数	6	7	7	8	2	3	0	1	0	1	0	0	0	2	37
	募集停止数	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3	5
	設置数	6	13	20	28	29	32	31	32	32	33	33	33	33	32	32
会計	新規開設数	1	0	9	4	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	17
	募集停止数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	4
	設置数	1	1	10	14	16	16	17	17	16	16	16	15	13	13	13
公共政策	新規開設数	1	3	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	9
	募集停止数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
	設置数	1	4	6	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	7	7
公衆衛生	新規開設数	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
	募集停止数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	設置数	2	2	2	2	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4
知的財産	新規開設数	/	/	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
	募集停止数	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	設置数	/	/	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
臨床心理	新規開設数	/	/	1	0	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	6
	募集停止数	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	設置数	/	/	1	1	4	4	5	5	6	6	6	6	6	6	6
法科大学院	新規開設数	/	68	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74
	募集停止数	/	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	2	13	9	29
	設置数	/	68	74	74	74	74	74	74	73	73	69	67	54	45	45
教職大学院	新規開設数	/	/	/	/	/	19	5	1	0	0	0	0	2	18	45
	募集停止数	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	設置数	/	/	/	/	/	19	24	25	25	25	25	25	27	45	45
その他	新規開設数	/	5	2	5	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	17
	募集停止数	/	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	3
	設置数	/	5	7	12	13	16	17	17	16	14	14	14	14	14	14
合計	新規開設数	10	83	29	18	10	25	8	3	2	2	0	0	2	20	212
	募集停止数	0	0	0	0	1	0	1	0	3	3	4	3	15	13	43
	設置数	10	93	122	140	149	174	181	184	183	182	178	175	162	169	169

17

3-3 分野別専攻数推移②

H28.7.1現在

(単位:専攻数)



18

3-4 専門職大学院の設置状況 (法科、教職除く)

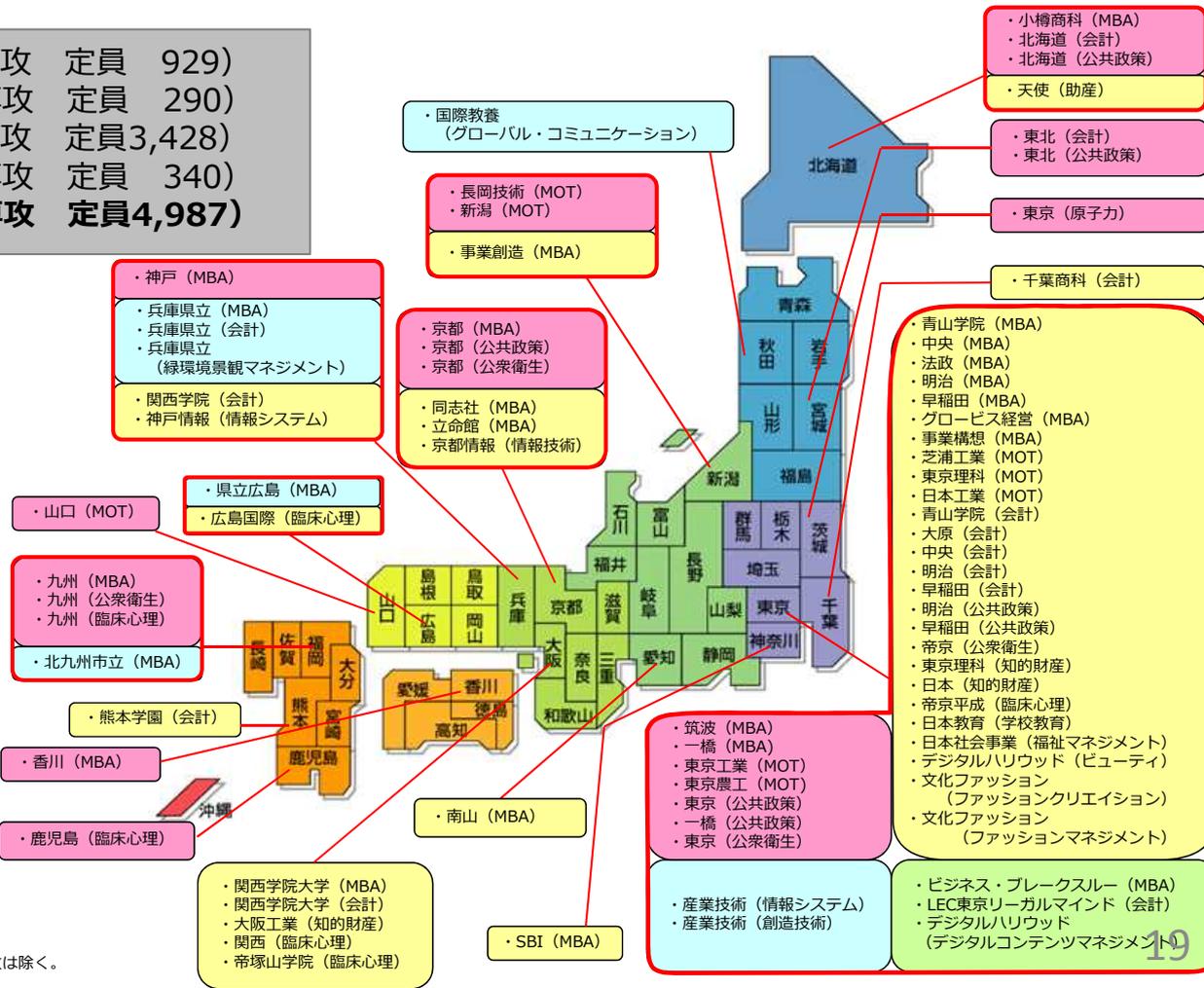
H28.7.1現在

設置者別内訳

- 国立 (25専攻 定員 929)
- 公立 (8専攻 定員 290)
- 私立 (43専攻 定員3,428)
- 株立 (3専攻 定員 340)
- 合計 (79専攻 定員4,987)**

分野別内訳

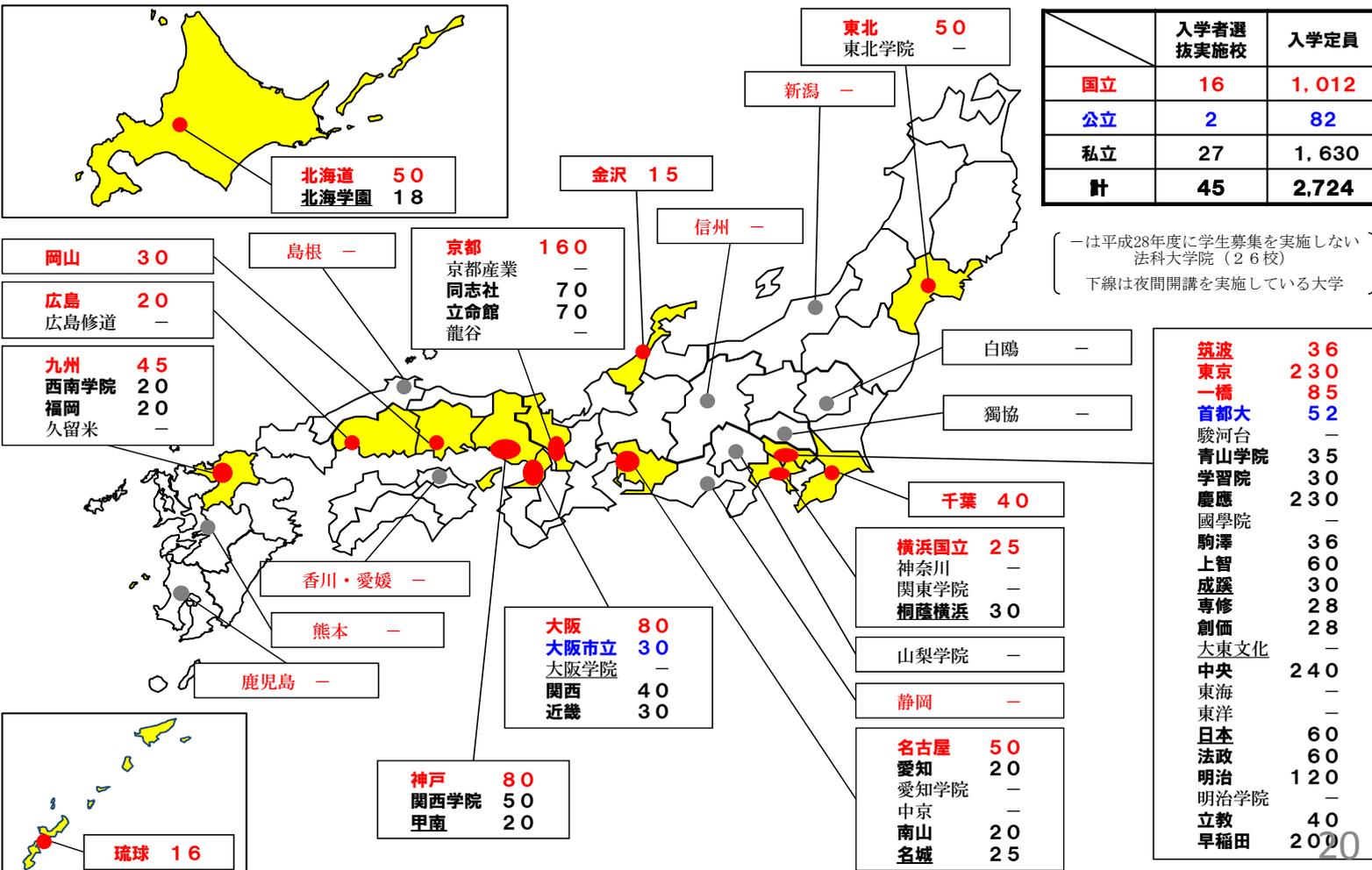
- 【ビジネス・MOT】
32専攻 定員2,663人
- 【会計】
13専攻 定員 770人
- 【公共政策】
7専攻 定員 370人
- 【公衆衛生】
4専攻 定員 104人
- 【知的財産】
3専攻 定員 120人
- 【臨床心理】
6専攻 定員 130人
- 【その他】
14専攻 定員 830人
- 合計
79専攻 定員4,987人**



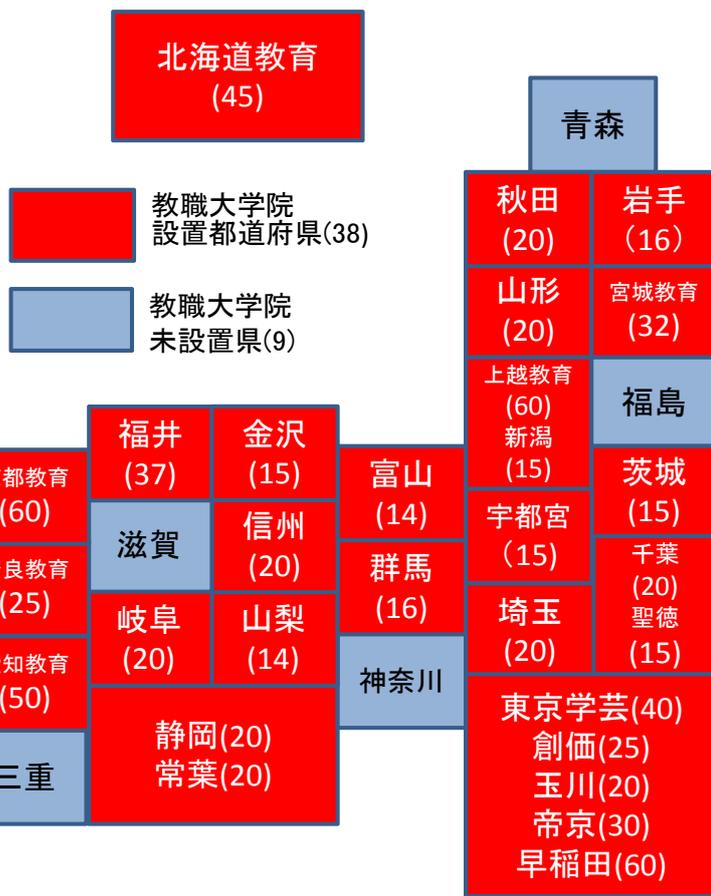
※法科大学院、教職大学院は除く
※平成28年4月時点で募集停止している専攻は除く。

3-5 法科大学院の設置状況

H28.7.1現在



国立大学: 39大学(入学定員1,054人)
 私立大学: 6大学(同 170人)
 合計 45大学(同 1,224人)
 * 38都道府県で設置
 大学名の下の()は入学定員
<9県で未設置>



3-7 専門職大学院の入学者数及び在学者数推移

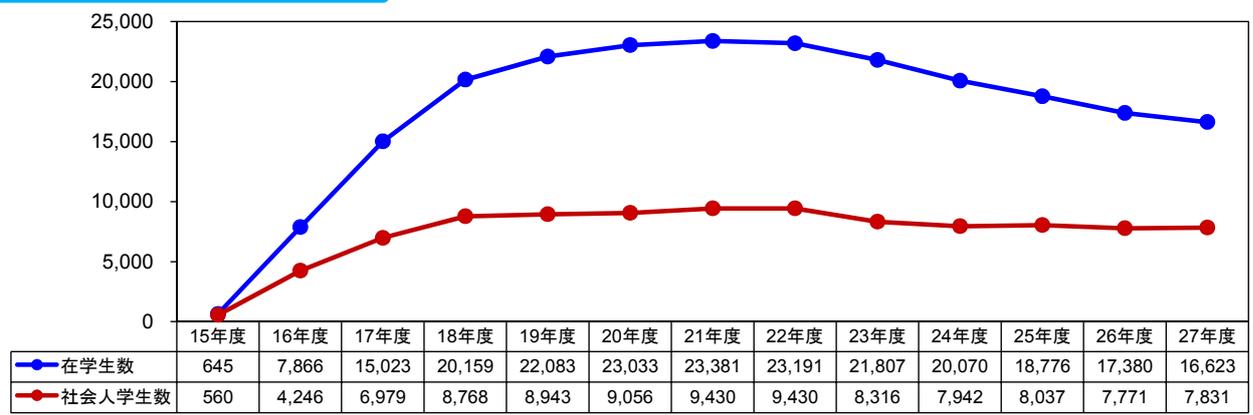
専門職大学院への入学者数

※文部科学省調べ

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
入学者数	8,214人	8,274人	7,720人	7,312人	6,707人	6,883人	6,999人
(内訳)							
法科大学院	4,122人	3,620人	3,150人	2,698人	2,272人	2,201人	1,857人
教職大学院	-	767人	782人	803人	772人	874人	1,217人
ビジネス・MOT	1,929人	1,861人	1,995人	2,085人	2,119人	2,274人	2,397人
会計	841人	801人	645人	561人	441人	465人	485人
公共政策	373人	310人	308人	321人	275人	300人	263人
公衆衛生	82人	87人	89人	103人	99人	96人	101人
知的財産	143人	131人	118人	108人	82人	82人	63人
臨床心理	126人	124人	121人	128人	117人	106人	123人
その他	598人	573人	512人	505人	530人	485人	493人

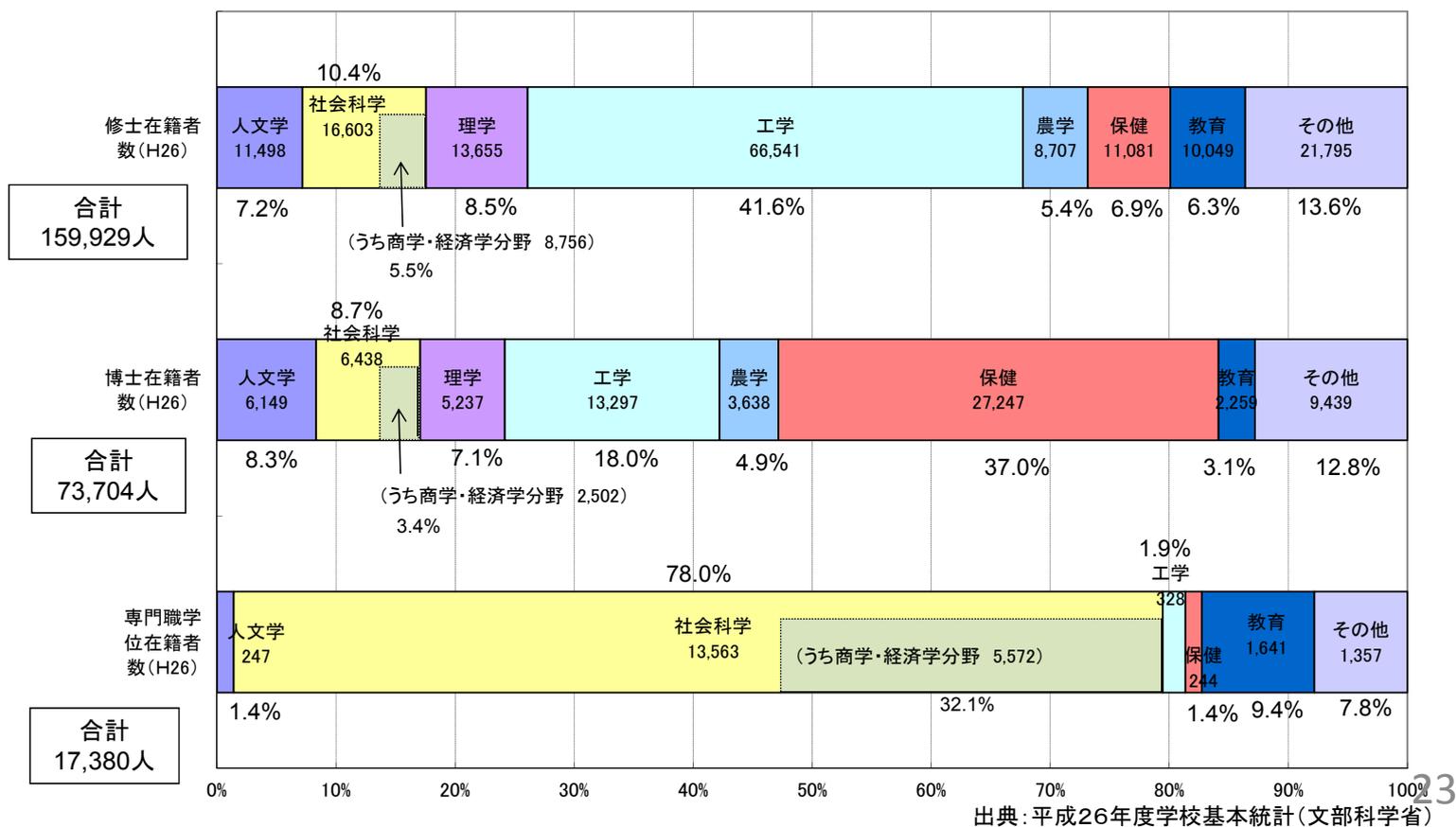
在学者数の経年変化

出典：学校基本統計（学校基本調査報告書）



3-8 分野別大学院生数

日本の大学院専門職学位課程における商学・経済学分野の在籍者は約5,500人、一般の修士課程における同分野の在籍者は約8,700人となっている。



3-9 日米のビジネススクールの比較

日本のビジネススクールの数、学生数は、米国を大きく下回る。また、米国と比較して1校当たりの学生数が小規模であり、留学生比率も低い。

	日本※	米国
組織数	専門職学位課程：31大学 33専攻 (H27) (技術経営 (MOT) 系の専攻を含む) 修士課程：119大学130研究科 (H24) (修士課程については学位に経済学、経営学等を専攻分野に付記する研究科数)	MBAプログラム：1,238校 (National Center For Education Statistics 2012-2013) AACSB認証学科：453学科 (AACSB International 2012)
学生数 (修了生)	専門職学位課程：2,110人 (H26) 修士課程：3,610人 (H27) (修士課程についてはH27入学定員)	MBAプログラム：188,625人 (National Center For Education Statistics 2012-2013)
学生数平均	専門職学位課程：168人/専攻 (H27) ※フルタイム/パートタイム含む	米国トップ10ビジネススクール (Financial Times 2015より) フルタイム学生数平均：651人 (Poets & Quants HP 2016を基に計算)
社会人比率	専門職学位課程：88.4% (H27) ※企業等を退職した者なども含む。	MBAプログラム：86.1% (H19) (Student Financing of Graduate and First-Professional Education: 2007-08より)
留学生比率	専門職学位課程：11.1% (H27) ※フルタイム/パートタイム含む	米国トップ10ビジネススクール (Financial Times 2015より) フルタイム留学生比率：37.5% (Poets & Quants HP 2016を基に計算)

※文部科学省調べ

3-10 日米の企業役員等の最終学歴

米国の上場企業の管理職等の約4割はMBA取得者である一方、日本の企業役員等は、大学院修了者が1割以下にとどまる。

米国の上場企業の管理職等の最終学歴

日本の企業役員等の最終学歴 (従業員500人以上の企業)

	人事部長	営業部長	経理部長
大学院修了者	61.6%	45.6%	43.9%
うち、 Ph.D 取得者	14.1%	5.4%	0.0%
四年制大学 卒業生	35.4%	43.5%	56.1%
四年制大学 卒業未済	3.0%	9.8%	0.0%

	割合	人数
大学院修了者	5.9%	6,200人
大学卒業生	61.4%	64,900人
短期大学、 高等専門学校、 専門学校卒業生	7.4%	7,800人
高校卒業生	23.6%	24,900人
中学校卒業生 小学校卒業生	1.7%	1,800人
合計	100.0%	105,600人

MBA取得者 (全体中)	38.4%	38.0%	40.9%
-----------------	-------	-------	-------

出典：日本分：総務省「就業構造基本調査（平成19年度）」
米区分：日本労働研究機構が実施した「大卒ホワイトカラーの雇用管理に関する国際調査（平成9年）」（主査：小池和夫法政大学教授）

25

3-11 ビジネススクールの世界ランキング

フィナンシャル・タイムズ ビジネスランキング2015

国別内訳数

School name	Country	School name	Country
1 Harvard Business School	US	51 University of Washington: Foster	US
2 London Business School	UK	52 University of Cape Town GSB	South Africa
3 University of Pennsylvania: Wharton	US	53 University of Toronto: Rotman	Canada
4 Stanford Graduate School of Business	US	54 Michigan State University: Broad	US
4 Insead	France / Singapore	55 Shanghai Jiao Tong University: Antai	China
6 Columbia Business School	US	55 Mannheim Business School	Germany
7 IESE Business School	Spain	55 Fudan University School of Management	China
8 MIT: Sloan	US	58 University of Southern California: Marshall	US
9 University of Chicago: Booth	US	59 Emory University: Goizueta	US
10 University of California at Berkeley: Haas	US	59 Sungkyunkwan University GSB	South Korea
11 Ceibs	China	61 Vanderbilt University: Owen	US
12 IE Business School	Spain	62 Indiana University: Kelley	US
13 University of Cambridge: Judge	UK	63 ESMT - European School of Management and Technology	Germany
14 HKUST Business School	China	63 University of Iowa: Tippie	US
14 Northwestern University: Kellogg	US	65 Georgia Institute of Technology: Scheller	US
16 HEC Paris	France	66 University of San Diego School of Business Administration	US
17 Yale School of Management	US	67 University of St Gallen	Switzerland
18 New York University: Stern	US	68 Macquarie Graduate School of Management	Australia
19 Esade Business School	Spain	69 Ohio State University: Fisher	US
20 IMD	Switzerland	70 Wisconsin School of Business	US
21 Duke University: Fuqua	US	71 University of Illinois at Urbana-Champaign	US
22 University of Oxford: Saïd	UK	72 Washington University: Olin	US
23 Dartmouth College: Tuck	US	73 University College Dublin: Smurfit	Ireland
24 University of Michigan: Ross	US	73 Babson College: Olin	US
25 UCLA: Anderson	US	75 AGSM at UNSW Business School	Australia
26 Indian Institute of Management, Ahmedabad	India	76 SMU: Cox	US
26 SDA Bocconi	Italy	76 Arizona State University: Carey	US
28 Cornell University: Johnson	US	78 Boston University: Questrom	US
28 University of Hong Kong	China	79 Durham University Business School	UK
30 CUHK Business School	China	80 University of Strathclyde Business School	UK
31 National University of Singapore Business School	Singapore	81 University of British Columbia: Sauder	Canada
32 University of Virginia: Darden	US	82 Indian Institute of Management, Bangalore	India
33 Indian School of Business	India	83 University of Minnesota: Carlson	US
34 Imperial College Business School	UK	84 University of Bath School of Management	UK
35 Manchester Business School	UK	85 University of Rochester: Simon	US
36 Carnegie Mellon: Tepper	US	86 Queen's School of Business	Canada
36 The Lisbon MBA	Portugal	86 University of Alberta	Canada
38 Warwick Business School	UK	86 Pennsylvania State University: Smeal	US
39 University of North Carolina: Kenan-Flagler	US	89 University of Notre Dame: Mendoza	US
40 Nanyang Business School	Singapore	90 Melbourne Business School	Australia
40 University of Texas at Austin: McCombs	US	90 Boston College: Carroll	US
42 Georgetown University: McDonough	US	90 George Washington University	US
43 Rice University: Jones	US	93 University of California, San Diego: Rady	US
43 University of California at Irvine: Merage	US	94 Vlerick Business School	Belgium
45 Rotterdam School of Management, Erasmus University	Netherlands	95 Birmingham Business School	UK
45 City University: Cass	UK	96 University of South Carolina: Moore	US
45 Cranfield School of Management	UK	97 University of Pittsburgh: Katz	US
48 Purdue University: Krannert	US	97 Tias Business School	Netherlands
49 University of Maryland: Smith	US	97 Western University: Ivey	Canada
50 Lancaster University Management School	UK	100 McGill University: Desautels	Canada

順位	国名	学校数
1	アメリカ	50
2	イギリス	13
3	カナダ	6
3	中国	6
5	インド	3
5	オーストラリア	3
5	スペイン	3
8	オランダ	2
8	シンガポール	2
8	スイス	2
8	ドイツ	2
12	アイルランド	1
12	イタリア	1
12	韓国	1
12	フランス	1
12	フランス/シンガポール	1
12	ベルギー	1
12	ポルトガル	1
12	南アフリカ	1
合計		100

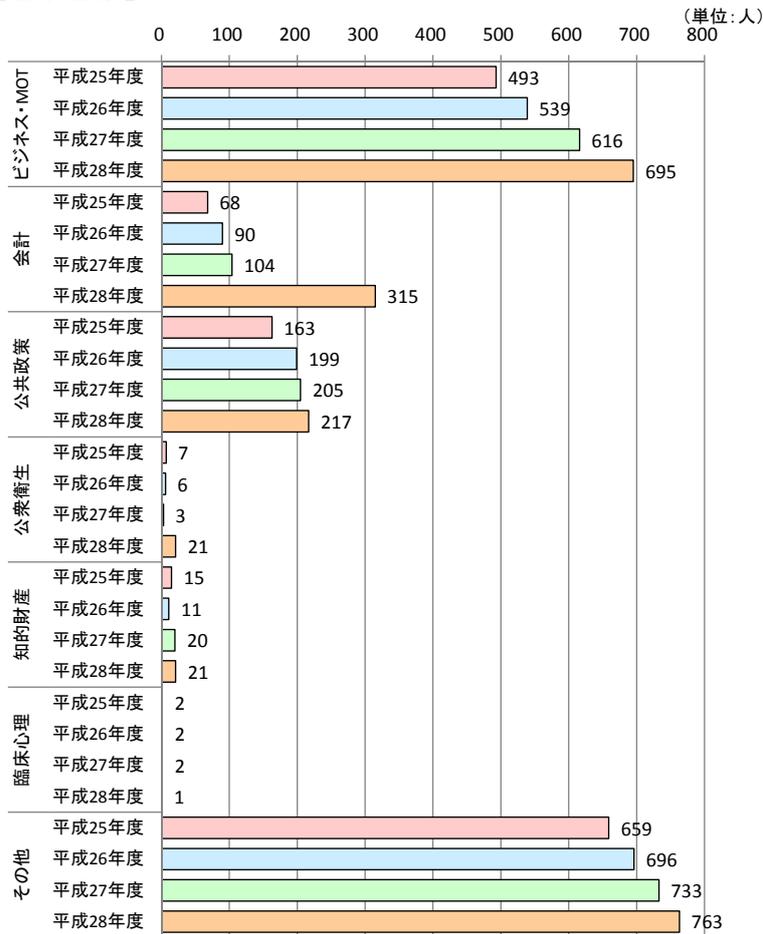
Financial Times ウェブサイトより文部科学省作成

※ランキングの対象となるためには、国際的な評価機関であるAACSBまたはEquisの評価を受けていることが必要。

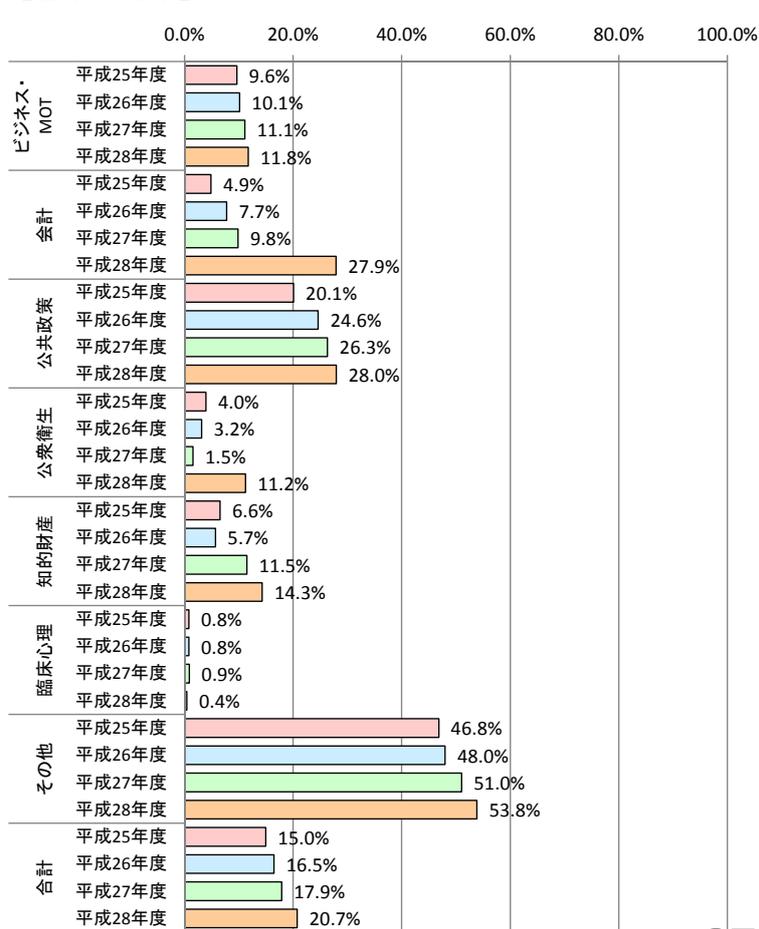
26

3-12 留学生数及び留学生比率

【留学生数】



【留学生比率】



※文部科学省調べ

3-13 専門職大学院の教育と国家資格について

H28.4現在

区分	専門職大学院の修了を要件とする国家資格	専門職大学院の修了により取得が容易になる国家資格		
	検察官・裁判官・弁護士 (司法試験)	公認会計士	弁理士	税理士
受験資格	法科大学院課程の修了者 司法試験予備試験の合格者	制限なし	制限なし	大学又は短大の卒業等で、法学又は経済学を1科目以上履修した者
試験における専門職大学院との関係	受験資格	短答式試験の一部科目免除	短答式筆記試験の免除 論文式筆記試験(選択科目)の免除	試験の分野(税法科目、会計学科目)ごとに、いずれか1科目の試験で基準点を満たし、国税審議会から認定を受けた場合には、税法科目であれば残り2科目、会計学科目であれば残り1科目の試験が免除
上記の措置を受けるための要件	法科大学院の修了者	会計専門職大学院において、 (a)簿記、財務諸表その他の財務会計に属する科目に関する研究 (b)原価計算その他の管理会計に属する科目に関する研究 (c)監査論その他の監査に属する科目に関する研究 に関する科目について一定の単位数以上を履修した上で、修士(専門職)の学位を授与された者	【短答式】 工業所有権に関する科目の単位を修得し大学院を修了 【論文式(選択科目)】 修士又は博士、専門職学位を有する者	「法務博士(専門職)」又は「修士(専門職)」を授与された者 当該学位取得に係る研究が税法に属する科目等又は会計学に属する科目等であるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目を免除。
試験の内容	【短答式】 ・憲法 ・民法 ・刑法 【論文式】 ・公法系科目 ・民事系科目 ・刑事系科目 ・選択科目 倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法〔公法系〕、国際関係法〔私法系〕から1科目選択	【短答式】 財務会計論、管理会計論、監査論、企業法 【論文式】 (必須)会計学、監査論、企業法、租税法 (選択科目)経営学、経済学、民法、統計学のうち1科目	【短答式】 ・工業所有権に関する法令 ・工業所有権に関する条約 ・著作権法 ・不正競争防止法 【論文式】 (必須)工業所有権に関する法令(選択科目)工学、数学・物理、化学 生物、情報、法律のうち、1科目 【口述試験】 工業所有権に関する法令	【会計学に属する科目】 簿記論、財務諸表論 【税法に属する科目】 所得税法、法人税法、相続税法、消費税法又は酒税法、国税徴収法、住民税、事業税、固定資産税のうち3科目(所得税法又は法人税法のいずれか1科目は必ず選択)
免除科目	なし	財務会計論 管理会計論 監査論	【短答式】 工業所有権に関する法令 工業所有権に関する条約 【論文式】 選択科目	【税法科目】 残り2科目 【会計学科目】 残り1科目

公認心理師法（概要）

平成27年9月 9日成立
平成27年9月16日公布

<p>一 目的 公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。</p> <p>二 定義 「公認心理師」とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。</p> <p>① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析</p> <p>② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助</p> <p>③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助</p> <p>④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供</p> <p>三 試験 公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣が公認心理師試験を実施する。受験資格は、以下の者に付与する。</p> <p>① 大学において主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院において主務大臣指定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者等</p> <p>② 大学で主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等</p> <p>③ 主務大臣が①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者</p>	<p>四 義務</p> <p>1 信用失墜行為の禁止</p> <p>2 秘密保持義務（違反者には罰則）</p> <p>3 公認心理師は、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならない。</p> <p>五 名称使用制限 公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない。（違反者には罰則）</p> <p>六 主務大臣 文部科学大臣及び厚生労働大臣</p> <p>七 施行期日 一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>八 経過措置 既存の心理職資格者等に係る受験資格等について、所要の経過措置を設ける。</p>
---	---

4. 社会人教育への対応

4-1 専門職大学院における社会人比率

社会人学生への学習機会の提供

実際に社会で活躍する職業人に更に高度な専門性、最新の知識・技術を身に付けさせるための継続的な学習の機会を提供することも、専門職大学院の重要な役割。

分野別の社会人比率

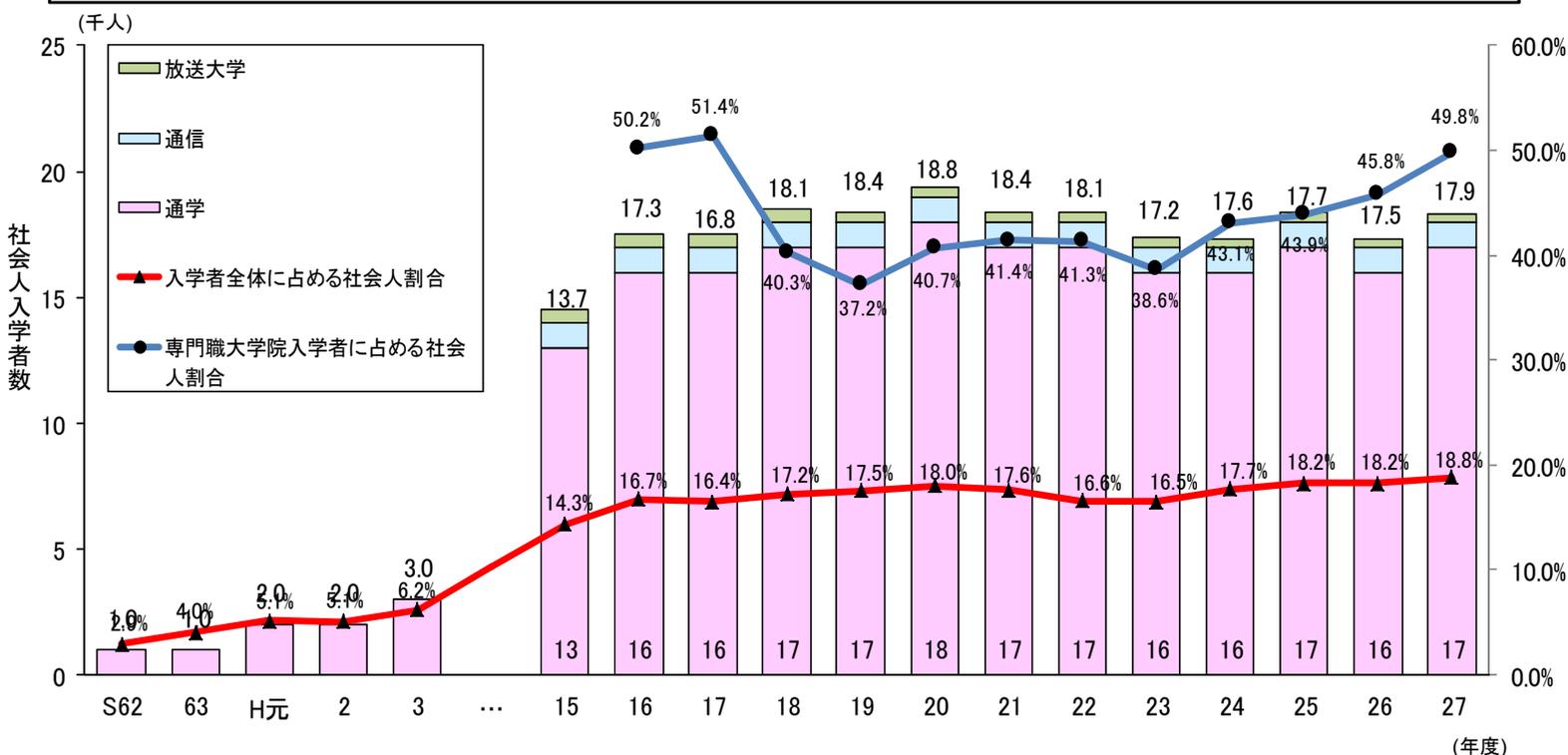
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法科大学院	-	24.5%	23.7%	22.5%	22.1%	21.8%
教職大学院	46.0%	46.3%	45.0%	44.9%	45.4%	47.1%
ビジネス・MOT	81.1%	83.0%	85.3%	87.9%	88.4%	89.9%
会計	29.5%	31.0%	33.2%	38.9%	43.6%	42.2%
公共政策	38.4%	38.7%	37.4%	40.4%	37.3%	35.8%
公衆衛生	72.3%	63.9%	66.7%	75.8%	74.7%	84.5%
知的財産	36.4%	30.1%	31.9%	35.2%	43.1%	41.5%
臨床心理	25.0%	23.3%	20.4%	15.8%	18.2%	18.6%
その他	47.4%	37.9%	37.8%	40.5%	37.4%	43.3%

※社会人：在学者のうち、現に職に就いている者（企業退職者、主婦なども含む）。

※文部科学省調べ

4-2 社会人入学者数（推計）の推移（大学院）

博士・修士・専門職学位課程への社会人入学者数（推計）は、平成20年の約1.9万人をピークに微減し、平成27年度は約1.8万人。しかし、専門職学位課程への入学者に占める社会人割合は近年増加傾向。



※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である（「学校基本調査報告書（高等教育機関編）」をもとに、通信制学生のうち職に就いている学生の割合から按分）。

※ 「社会人」は、職に就いている者（経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）、経常的な仕事を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫を指す。

出典：文部科学省「学校基本統計」を基に作成

4-3 社会人の受入れを促進するための主な制度

	履修証明制度	科目等履修生制度	長期履修制度	夜間開講	修業年限の短縮
対象者	○当該大学の学生以外の者 (学校教育法第105条)	○当該大学の学生以外の者 (大学設置基準第31条)	○希望する旨を申し出た学生 (大学設置基準第30条の2)	—	○主として実務の経験を有する者 (専門職大学院設置基準第3条)
要件等	○特別の課程の編成にあたっては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。 ○総時間数は120時間以上 ○講習又は授業の方法は設置基準に定めるところによる。 (学校教育法施行規則第164条)	○一又は複数の授業科目を履修する者(科目等履修生)に対し、単位を与えることができる。 (大学設置基準第31条)	○学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たとき計画的な履修を認めることができる。 (大学設置基準第30条の2)	○教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。 (大学院設置基準第14条)	○標準修業年限が二年の課程にあっては一年以上二年未満の期間とすることができる。ただし、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。 (専門職大学院設置基準第3条)
修了後の措置等	○修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。 (学校教育法第105条)	○一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。 (大学設置基準第27条)	—	—	—
既修得単位等の認定制度	—	○教育上有益と認めるときは、入学前の科目等履修生として修得した単位について、既習得単位認定が可能 ○修了要件単位数の二分の一を上限 (専門職大学院設置基準第14条)	—	—	—

33

4-4 社会人学生への学習機会の提供①

実際に社会で活躍する職業人に更に高度な専門性、最新の知識・技術を身に付けさせるための継続的な学習の機会を提供することも、専門職大学院の重要な役割のひとつである

社会人学生が学修しやすくなるための配慮

① 社会人に配慮した入学者選抜

社会人に対して一般とは別の選抜枠や受験科目を設けるなどの入学者選抜を実施

② 夜間開講

社会人が仕事の後や休日に通学できるよう、平日夜間や土曜日に授業を実施

昼夜に関わらず自由に履修できる専門職大学院もある

③ サテライトキャンパス

仕事の後に通いやすいよう、都心にサテライトキャンパスを開設

④ 短期コース

社会人を対象とする場合など教育上必要があると認められるときは、短期コースの設定が可能

⑤ メディアを利用して行う授業の設定

社会人が教室以外でも履修できるよう、多様なメディアを高度に利用した授業を実施

	社会人に配慮した入学者選抜の実施	勤務時間に配慮した授業時間の設定	サテライト・遠隔授業システムの整備	短期コースの設定	メディアを利用して行う授業の設定
法科大学院	13	9	3	—	—
教職大学院	33	24	6	13	1
ビジネス・MOT	26	32	16	9	6
会計	10	8	2	2	2
公共政策	6	2	1	4	0
その他	18	15	6	8	4
計	106	90	34	36	13

※文部科学省調べ 平成28年5月現在の状況

34

4-4 社会人学生への学習機会の提供②

※法科大学院は除く

科目等履修生制度

大学等の正規の授業科目のうち、必要な一部分のみについてパートタイムで履修し、正規の単位を修得できる制度

教職大学院		ビジネス・MOT		会計		公共政策		その他	
導入専攻数	割合	導入専攻数	割合	導入専攻数	割合	導入専攻数	割合	導入専攻数	割合
22	48.9%	9	28.1%	9	69.2%	3	42.9%	11	40.7%

履修証明制度

社会人を対象に体系的な教育プログラム（120時間以上）を編成し、その修了者に対し、大学・専修学校等が履修証明書を交付できる制度

教職大学院		ビジネス・MOT		会計		公共政策		その他	
開設専攻数	割合	開設専攻数	割合	開設専攻数	割合	開設専攻数	割合	開設専攻数	割合
2	4.4%	4	12.5%	1	7.7%	0	0%	5	18.5%

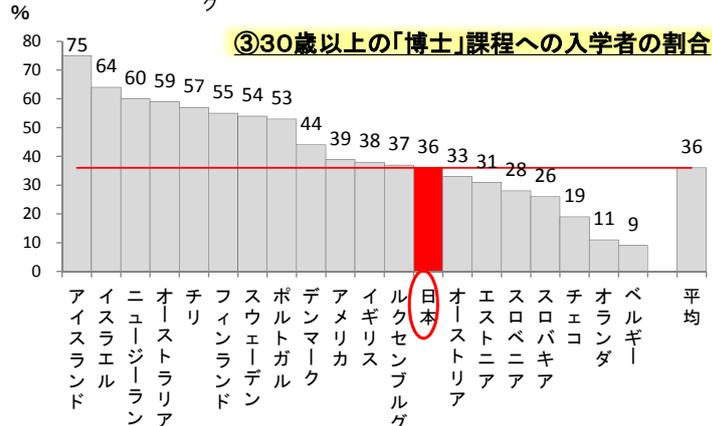
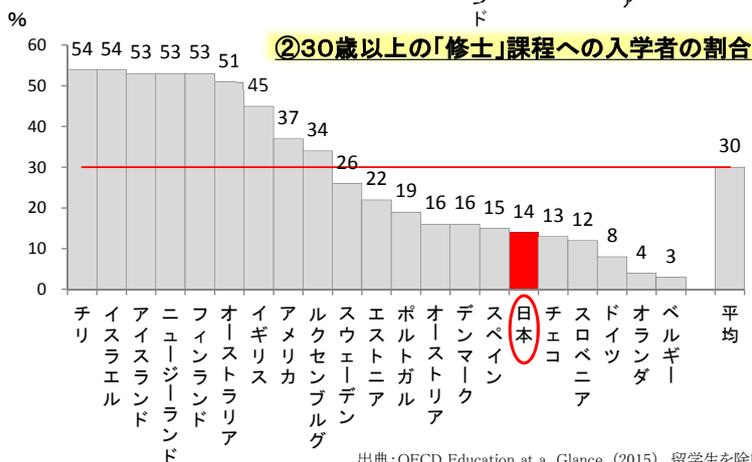
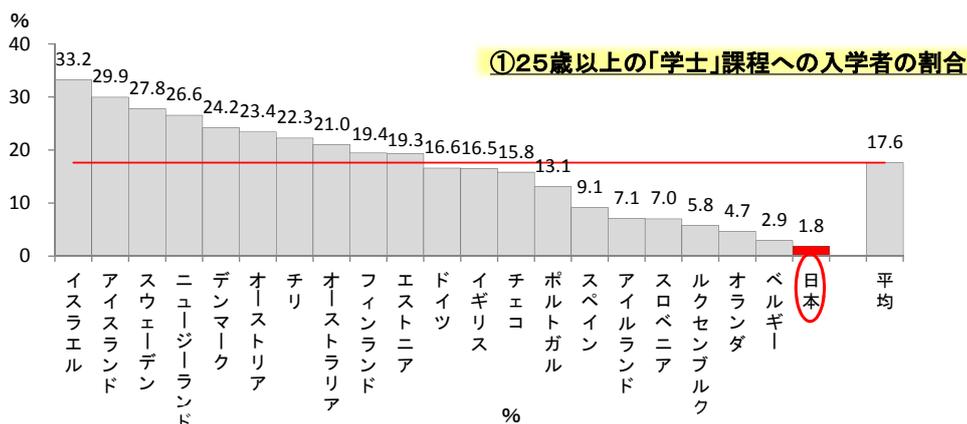
その他社会人へ配慮した取組

- 在学期間の短縮(1年コース)
- 入学金や授業料等の学納金の減免及び免除
- 専門実践教育訓練給付金制度の指定
- 長期履修制度
- 入試受験科目の特例措置
- リモートラーニング(授業録画配信システム)や講義DVD貸出 等

※文部科学省調べ 平成28年5月現在の状況 35

4-5 高等教育における社会人入学者の割合（国際比較）

日本の「学士」課程及び「修士」課程における入学者割合は、OECD平均と比較し低く、社会人学生比率に大きな差があると推定される。「博士」課程においては、OECD平均と同水準となっている。



出典: OECD Education at a Glance (2015)。留学生を除いた入学者に占める25歳又は30歳以上の割合

ただし、日本の数値については、①「学校基本統計」及び文部科学省調べによる社会人入学生数(留学生を含む)。

②「学校基本統計」による修士課程及び専門職学位課程への社会人入学生数の割合。(留学生を含む)

③「学校基本統計」による博士課程への社会人入学生数の割合。(留学生を含む)

4-6 日米の社会人・有職率の比率

日本は、米国と比べ、修士課程における社会人・有職率が大幅に低い。
(ビジネス・MOT分野における社会人・有職率は日米で同程度となっている。)

日本

※企業等を退職した者なども含む

米国

修士課程	専門職学位課程	修士課程	第一専門職課程
12.2%	68.7%	88.7%	60.9%

詳細

専門職学位課程	ビジネス・MOT	88.4%
	教職大学院	45.4%
	会計	44.5%
	公共政策	37.3%
	知的財産	43.1%
	臨床心理	18.2%
	公衆衛生等	74.7%
	法科大学院	22.1%
	その他	37.4%

詳細

修士課程	MBA	86.1%
	教育学	92.8%
	文学修士 (M.A.)	88.2%
	理学修士 (M.S.)	87.6%
	その他	86.1%
第一専門職課程	医学 (M.D. or D.O.)	40.0%
	他の健康科学	65.0%
	法学 (LL.B or J.D.)	65.8%
	神学 (M.Div., M.H.L.B.D.)	90.2%

※中央教育審議会(第17回)配付資料、学校基本調査及び「教育指標の国際比較平成25年版」(文部科学省)より
※日本のデータにおける社会人とは、「在学者のうち、現に職に就いている者、すなわち、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者。ただし、企業等を退職した者、及び主婦なども含む。」
※文部科学省調べ。平成27年5月現在の状況

※Student Financing of Graduate and First-Professional Education: 2007-08より文部科学省作成

37

4-7 教育訓練給付制度について

経緯

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

一. 日本産業再興プラン～ヒト、モノ、カネを活性化する～

2. 雇用制度改革・人材力の強化

①行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換(失業なき労働移動の実現)

○若者等の学び直しの支援のための雇用保険制度の見直し

・非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジできるよう、資格取得等につながる自発的な教育訓練の受講を始め、社会人の学び直しを促進するために雇用保険制度を見直す。労働政策審議会で検討を行い、時期通常国会への改正法案の提出を目指す。あわせて、従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主への経費助成による支援策を講ずる。

○雇用保険法改正(平成26年3月)により、教育訓練給付が拡充され、専門職大学院が対象となる。

認定基準

○2年以内(資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間)の課程等

○就職・在職率、大学等の認証評価、定員充足率等の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

給付対象

受講開始日前までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している者

※2回目以降として受給する場合は、10年以上の雇用保険の被保険者期間

給付金額

【給付額】受講者が支払った訓練経費×40%

(受講修了日から1年以内に資格取得等し、かつ、被保険者として雇用された又は雇用されている場合等には20%を追加支給)

【給付額上限】32万円/年

(20%の追加支給を受けた場合にあつては48万円/年)

【給付期間】原則2年(資格につながる場合は3年)

認定件数

分野	計	分野	計
ビジネス・MOT	33	臨床心理	1
会計	4	法科大学院	10
公共政策	2	教職大学院	14
公衆衛生	1	その他	6
知的財産	1	計	72

38

5. 教員組織の現状

5-1 専門職大学院制度における教員組織

①必要な専任教員

1) 当該分野の修士課程の研究指導教員数の1.5倍+研究指導補助教員又は

2) 修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算定される収容定員の数(小数点以下の端数は切り捨て)につき1人の専任教員を配置

(告示53号第1条第1項)

※1) 2) のいずれか多い方の数

②実務家教員

必要専任教員数のうち、3割は実務家教員を配置

(告示第53号第2条第1項)

※法科大学院は2割、教職大学院は4割の実務家教員を配置

(告示第53号第2条第3項、第5項)

研究者教員

実務家教員

③他の課程との兼務(ダブルカウント)

博士課程(区分制の場合は後期課程)の専任教員の兼務が可能
(専門職大学院設置基準第5条第2項)

④みなし専任教員

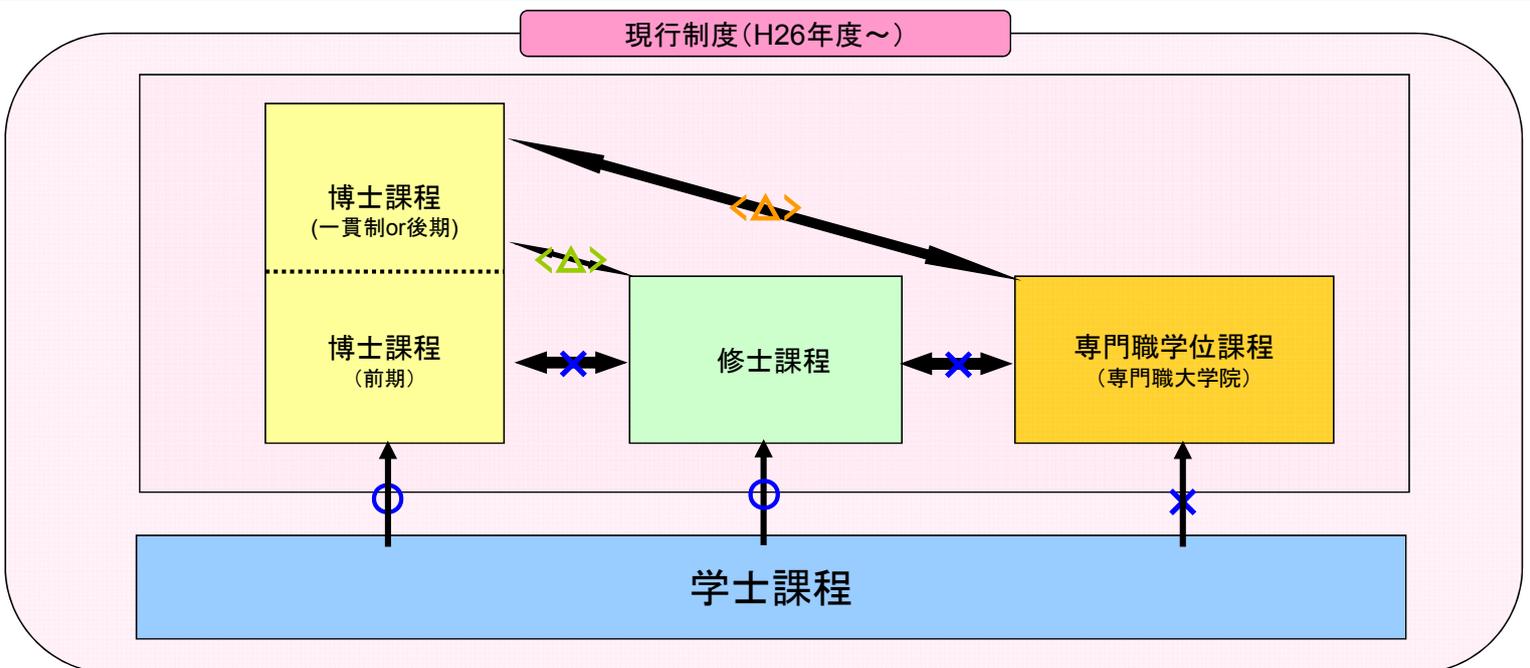
実務家教員のうち、3分の2(端数は四捨五入)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

(告示第53号)第2条第2項

	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率															
ビジネス・MOT	568	311	54.8%	575	322	56.0%	575	322	56.0%	593	338	57.0%	593	344	58.0%	611	347	56.8%
会計	247	111	44.9%	234	105	44.9%	234	105	44.9%	218	105	48.2%	204	92	45.1%	190	82	91.1%
公共政策	113	37	32.7%	123	43	35.0%	123	43	35.0%	121	45	37.2%	118	43	36.4%	114	41	36.0%
公衆衛生	81	30	37.0%	80	33	41.3%	80	33	41.3%	74	27	36.5%	78	28	35.9%	73	25	34.2%
知的財産	40	21	52.5%	43	24	55.8%	43	24	55.8%	39	30	76.9%	36	28	77.8%	35	26	74.3%
臨床心理	52	22	42.3%	52	22	42.3%	52	22	42.3%	49	25	51.0%	50	24	48.0%	51	24	47.1%
その他	226	97	42.9%	234	106	45.3%	231	103	44.6%	233	113	48.5%	240	114	47.5%	242	121	50.0%
法科大学院	1,632	536	32.8%	1,600	522	32.6%	1,605	526	32.8%	1,506	496	32.9%	1,401	460	32.8%	1,331	430	32.3%
教職大学院	427	191	44.7%	414	183	44.2%	414	183	44.2%	419	194	46.3%	457	210	46.0%	721	334	46.3%
合計	3,386	1,356	40.0%	3,355	1,360	40.5%	3,357	1,361	40.5%	3,252	1,373	42.2%	3,177	1,343	42.3%	3,368	1,430	42.5%
合計 (法科・教職除く)	1,327	629	47.4%	1,341	655	48.8%	1,338	652	48.7%	1,327	683	51.5%	1,319	673	51.0%	1,316	666	50.6%

4.1

5-3 兼務に関する現行制度 (イメージ図)



○ …兼務可能(院8条3項)

× …必置教員数内での兼務不可(院9条1項、専5条1項・2項)

<△><△>…上記の例外として兼務可能

①<△>は、修士課程を担当する教員が一つの専攻に限り、博士課程(一貫制又は後期)との兼務可能(院9条2項)

②<△>は、専門職学位課程を担当する教員が一つの専攻に限り、博士課程(一貫制又は後期)との兼務可能(専5条2項)
(大学院設置基準8条3項及び9条2項の規程を受けるものを除く。)

※必置専任教員を超える部分の専任教員は、専門職学位課程と学士課程・修士課程との兼務は可能(法令上の規制なし)

①「兼務」…自大学の複数の専攻(学科)の専任教員となること

→ このうち、必置教員数内での兼務(いわゆる「ダブルカウント」)について法令上の規制あり

②「兼任」…他大学の教育研究に従事すること

③「兼担」…自大学の別の専攻(学科)の教育研究を担当すること ※法令上の規制なし

6. 認証評価の現状

6-1 機関別評価と専門職大学院評価に係る基準等に関する細目

	機関別認証評価	専門職大学院	
			うち法科大学院の適確認定
評価内容	①教育研究上の基本組織 ②教員組織 ③教育課程 ④施設及び設備 ⑤事務組織 ⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表 ⑦財務 ⑧ その他教育研究活動等に関することについて (細目省令 第1条第2項)	① 教員組織 ② 教育課程 ③ 施設及び設備 ④ その他教育研究活動に関することについて (細目省令 第1条第3項)	① 教育活動等の状況の情報提供 ② 入学者の多様性の確保 ③ 教員組織 ④ 学生数の適正管理 ⑤ 教育課程の編成 ⑥ 授業科目ごとの学生の数の設定 ⑦ 授業の方法 ⑧ 学修成果の評価及び修了認定の客観性・厳格性の確保 ⑨ 授業内容・方法の改善の組織的な実施 ⑩ 履修科目の登録の上限の設定 ⑪ 法学既修者の認定 ⑫ 教育上必要な施設及び設備 ⑬ 図書その他の教育上必要な資料の整備 ⑭ 修了者の進路に関する事(司法試験の合格状況を含む) (細目省令 第4条第1項第1号)
評価方法	自己点検・評価の分析及び実地調査の実施 (細目省令 第1条第1項第4号)	(評価後の対応) 認証評価の後、次の認証評価を受ける前に、対象となった専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること (細目省令 第3条第2項)	(判定方法) 法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない (連携法 第5条第2項)
		大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること (細目省令 第2条第1項)	当該専門職大学院の分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること (細目省令 第2条第1項)
評価体制		法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること (細目省令 第4条第2項)	

細目省令:学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令
 連携法:法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

6-2 国内の認証評価機関による認証評価を受けている専門職大学院

専門職大学院は、教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣から認証を受けた**認証評価機関の評価（5年以内ごと）を受けなければならない。**（学校教育法第109条第3項、学校教育法施行令第40条）

専門職大学院に対する認証評価は、専門職大学院の教育水準の向上に資するべく行われるものであり、認証評価機関は、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況の評価を実施する
評価項目としては、教育課程、教員組織のほか、成績評価、修了認定、入学者選抜、管理運営、施設設備、図書等が設けられている

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
法科大学院	-	2	20	37	7	1
教職大学院	7	9	7	3	-	10
ビジネス・MOT	8	1	3	14	7	8
会計	3	-	-	7	5	2
公共政策	1	1	1	2	1	2
公衆衛生	-	1	-	2	-	1
知的財産	-	-	-	1	2	-
臨床心理	-	3	-	1	1	1
ファッション・ビジネス	2	-	-	-	-	2
ビューティービジネス	-	-	1	-	-	-
情報、創造技術、原子力	1	-	1	1	2	1
助産	-	-	-	1	-	-
環境・造園	-	-	-	1	-	-
学校教育	-	-	-	-	-	1
計	22	17	33	70	25	29

※追評価を除く

※文部科学省調べ 45

6-3 認証評価機関の一覧（専門職大学院認証評価）

分野	認証評価機関	認証日
法科大学院	公益財団法人日弁連法務研究財団	平成16年8月31日
	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	平成17年1月14日
	公益財団法人大学基準協会	平成19年2月16日
会計	特定非営利活動法人国際会計教育協会	平成19年10月12日
経営（経営管理、技術経営、ファイナンス、経営情報）	特定非営利活動法人 ABEST21	平成19年10月12日
経営（経営管理、会計、技術経営、ファイナンス）	公益財団法人大学基準協会	平成20年4月8日
助産	特定非営利活動法人日本助産評価機構	平成20年4月8日
臨床心理	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会	平成21年9月4日
教員養成（教職大学院、学校教育）	一般財団法人教員養成評価機構	平成22年3月31日
公共政策	公益財団法人大学基準協会	平成22年3月31日
情報、創造技術、組込技術、原子力	一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）	平成22年3月31日
ファッション・ビジネス	公益財団法人日本高等教育評価機構	平成22年3月31日
公衆衛生	公益財団法人大学基準協会	平成23年7月4日
知的財産	特定非営利活動法人 ABEST21	平成23年10月31日
	公益財団法人大学基準協会	平成24年3月29日
ビューティビジネス	一般社団法人 ビューティビジネス評価機構	平成24年7月31日
環境・造園	公益社団法人 日本造園学会	平成24年7月31日
グローバル・コミュニケーション	公益財団法人大学基準協会	平成28年3月29日

※認証評価機関が未整備の分野（2分野）・・・福祉マネジメント、デジタルコンテンツ

MBAにおける主な国際的な評価機関

名称 (正式名称)	AACSB (the Association to Advance Collegiate Schools of Business)	EFMD (the European Foundation for Management Development)
本部所在地	米国、フロリダ州タンパ	ベルギー、ブリュッセル
設立年	1916年	1972年
加盟団体数	83か国・地域の1350以上の教育機関等	81か国800以上の教育機関等
認証を取得した 学校数	736校(48の国・地域)	【Equisの認証を受けた学校数】 156校(40か国) (Equis: EFMDが実施する、大学等の 組織・機関を 対象とした認証)
日本国内の 認証取得大学院	慶應義塾大学ビジネススクール(KBS)※ 名古屋商科大学(NUCB)※	慶應義塾大学ビジネススクール(KBS)※

※専門職大学院ではない。

各評価機関のウェブサイトより文部科学省作成

なお、今後専門職大学院においてAACSB2専攻、EFMD4専攻受審予定。

47

7. その他参考資料

第1章 国際的に魅力ある大学院教育に向けて

第2節 基本的な考え方を支える諸条件について

2 博士、修士、専門職学位課程の目的・役割の焦点化

我が国では、一定の教育目標、修業年限及び教育の課程を有し、学生に対する体系的な教育を提供する場としての位置付けを持ち、そのような教育の課程を修了した者に特定の学位を与えることを基本とする課程制大学院制度を採っている。我が国の大学院教育を国際的な通用性、信頼性のあるものとしていくためには、この「学位を与える課程」ととらえる制度の考え方に沿って、各課程の目的に応じて、教育研究分野の特性を踏まえた教育内容・方法の充実を図っていくことが重要である。

【博士課程】

研究者として自立して研究活動を行うに足る、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う。

【修士課程】

幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う。

【専門職学位課程】

幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化し

て、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する。

※専門職大学院制度は発足からいまだ日も浅いが、現在、その発展が積極的に図られている。その一方で、新たな制度としての専門職大学院の急速な広がりに伴う諸課題も浮き上がり、このことは、専門職大学院の果たすべき役割とそれ以外の大学院の果たす役割、さらには学部段階の教育との関係も含めた大学全体に及ぶ課題も投げ掛けている。このため、専門職大学院（専門職学位課程）の実績を見つつ、修士課程及び博士課程との関係等を踏まえて、その在り方については、今後、検討すべき課題であると考えられる。その際には、学士、修士、博士のそれぞれに係る課程の在り方や相互関係、大学、大学院、学部といった法令上の用語の使われ方の再整理等も視野に入れつつ、検討が進められていくことが望まれる。

49

<専門職学位課程>

専門職学位課程は、幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する課程として、明確な役割を担うことが適当である。

このため、各分野における専門職学位課程の設置に当たっては、当該課程の基礎となる教育内容・方法等について、大学関係者と関係する業界や職能団体等が連携して、理論と実務を架橋した「プロセス」としての教育を確立していくこと、すなわち、特定の職業分野を担う人材の養成を行う専門職学位課程として、その基礎となる共通の課程の在り方（標準修業年限・修了要件、教員組織、教育内容・方法等）の社会的定着と制度的な確立を図ることが不可欠である。

このような特定分野に関する共通の課程の在り方が社会的、制度的に確立されることを前提として、例えば、法科大学院を修了した者に授与される法務博士（専門職）のように、専門職学位として新たな学位の名称が必要か否かを検討することが必要となると考えられる。なお、専門職学位課程は、各種の精巧な職業技術の習得等を主目的とする趣旨のものではなく、あくまでも「理論と実務の架橋」を図ることにより、国際競争場裏において産業界・実業界等で求められる専門職（プロフェッション）そのものの確立を支え、プロフェッショナル集団を強固に形成する上で重要な役割を果たすことが期待されて発足した仕組みであって、大学院教育にこのような役割を果たすことが求められ、また、役割を果たすことについて十分な見通しを得られる人材養成の分野においてのみその発展が期待されるものである。

このため、専門職学位課程の評価について、大学関係者が、関係する業界、職能団体等を含めて組織的な専門的評価機能を発展させていくことが強く求められる。

○ **人 社 系 大 学 院 の 専 門 職 学 位 課 程**

専門職学位課程は、社会の各分野において国際的に通用する高度専門職業人の養成に特化した課程であるが、とりわけ社会科学分野を中心に、今後、その大幅な拡充が期待される。

その際、設置の構想段階から、大学と関係の業界や職能団体とが十分に連携しつつ、社会の要請を十分に見極めるとともに、同時に、大学院における専門職学位課程としてふさわしい教育水準が維持されることが重要である。

○ **理 工 農 系 大 学 院 の 専 門 職 学 位 課 程**

これまで修士課程及び博士課程（前期）において、高度専門職業人を養成してきた実績を踏まえつつ、各大学院が人材養成目的に沿って対応していく必要がある。

○ **医 療 系 大 学 院 の 専 門 職 学 位 課 程**

医療疫学、医療経済、予防医療、国際保健、病院管理等の幅広い分野を含む公衆衛生分野の大学院については、高齢化等の進展に対応して、また、医学、歯学、薬学等のヒトを対象とした臨床研究・疫学研究の推進を図るためにも、公衆衛生分野における高度専門職業人の育成が課題となっている。このため、欧米の状況も踏まえ、2年制の専門職大学院として、大学院の整備を進めていくことが必要である。

なお、米国等におけるメディカル・スクール、デンタル・スクール制度を、我が国に導入することについては、現在進められている医学・歯学の学部教育改革の状況や、卒後初期臨床研修制度及び後期専門研修制度との関連、さらにこの制度の導入による基礎医学・歯学研究への影響などを十分踏まえる必要があるほか、大学学部教育全体への影響など、多角的な検討と十分な議論を必要とすることから、今後、中期的な課題として関係者による十分な検討が必要である。

7-2 グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～答申
（平成23年1月31日）①

4 大学院教育の改善方策

(3) 専門職大学院の質の向上

専門職大学院制度は、社会経済の各分野で指導的役割を果たすとともに、国際的にも活躍するための知見と応用力を有する高度専門職業人を養成することを目的として創設されたものである。

専門職大学院の急速な広がりに伴い、社会的要請を踏まえたカリキュラムの在り方や産業界等との連携、他の学位課程や学校種との関係等についての諸課題が指摘されていることから、制度創設の理念に立ち返り、本来の役割や機能に照らし合わせて、その在り方を再検討する必要がある。

<専門職学位課程の教員組織に関する検討>

学士課程、修士課程又は博士課程を担当する教員は、教育研究上支障がない場合には、他の学位課程の教員等がこれを兼ねることができることとされているが、専門職大学院については、設置基準上必ず置くこととされる専任教員（以下「必置教員」という。）は、他の学位課程の必置教員数に算入できないこととされている。これは、専門職大学院における教育に専念する教員の充実を図り、教育の質を担保することや、専門職大学院の独立性を確保することの必要性によるものである。

他方、専門職大学院の制度発足の円滑な移行を図る観点から、制度創設後10年間の特例として、他の学位課程の必置教員数への算入が認められているが（専門職大学院設置基準附則第2項）、この特例は平成25年度で終了する。

このため、特例措置終了後の教員組織の在り方について、専門職大学院制度の趣旨を踏まえて対応する必要がある。

その際、理論と実務の架橋を目的とする専門職学位課程における教育資源の蓄積を支える研究活動の活性化、教員の養成機能の維持・向上、進学を希望する学生への対応、国際競争力への影響などを勘案すると、専門職学位課程と博士課程（後期）の接続を図ることは重要である。

また、大学における教育と研究は一体であり、学位課程及び専攻ごとの目的や役割の違いを踏まえつつも、相互に連携協力を図り全体として教育研究水準を向上させることが重要であることから、教員が学位課程及び専攻の壁を超えて相互に連携協力することや、流動性の高い教員組織の整備を積極的に推進することも重要である。

これらのことを踏まえ、教育研究の質保証の観点に留意しつつ、上記特例措置終了後の専門職学位課程の教員組織の在り方や制度的対応の取扱いについて検討することが求められる。

⇒（事務局注）専門職大学院設置基準改正により措置済み（平成24年11月19日）

（設置基準上の必置専任教員については、学部・修士課程を担当する教員が兼ねることができない）

<認証評価の見直し>

専門職大学院の認証評価については、認証評価機関が存在しない場合に、自己点検・評価とその外部検証で代替することが可能とされているが(学校教育法施行規則第167条第2号)、専門職大学院の質保証の観点から、この特例措置を廃止することが適当である。

→(事務局注)学校教育法施行規則改正により措置済み(平成23年7月29日)

(分野別認証評価について、自己点検及び評価の結果について当該大学の職員以外の者により検証し、その結果を公表することによって認証評価機関による評価に代えることができるとの規定を廃止)

また、各認証評価機関は、恒常的に大学の質を保証するためにも、評価基準や実施方法を不断に検証し改善していく必要があり、カリキュラムの充実度、学生の修了後の進路や、教員の資質・能力等の向上のための取組状況などの項目を導入することにより、より質に重点を置いた評価を行っていくことが望まれる。また、そのための関係規定の改正なども検討する必要がある。

<実務家教員の明確化>

実務家教員に関し、法令上は、専任教員に占める割合の下限は規定されているが、専門職大学院ごとの実務家教員の取扱いが様々となっている現状を踏まえ、専任教員の定義、専任教員に占める実務家教員の割合の取扱い等の明確化の検討が必要である。

<優れた理論と実務教育のバランスに配慮した柔軟な教育プログラムの提供>

専門職大学院は、高度専門職業人の養成に特化し、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する役割を担っていることから、優れた理論と実務教育のバランスに配慮した体系的なカリキュラムの確立が不可欠である。その上で、学部新卒者や職業人など背景の異なる学生の多様なニーズに配慮した教育内容の充実を図る必要があり、実務経験や分野の特性に応じた2年未満の標準修業年限の設定などを含め、教育上の必要に応じた柔軟な対応も求められる。

このため、産業界や職能団体等との連携協力により、基礎的な知識・能力に関する共通的な到達目標の設定や教材開発等の取組を促進するとともに、特色ある教育拠点の形成を促進し、修了者が社会で能力を発揮し評価される環境を整える必要がある。

53

7-3 政府の閣議決定文書や党の提言について①(専門職大学院関係抜粋)

※時系列順

【自民党 教育再生実行本部高等教育部会提言(平成28年4月4日)】

グローバルな競争激化や人口減少社会の到来を踏まえ、日本社会・経済の活力を維持するためには、イノベーション力・クリエイティビティの強化、ならびに労働生産性革命が必須である。

そのためには、高等教育機関(特に専門職大学院)が成長戦略の拠点となり、社会、地域、特に企業が必要とするイノベーション人材・経営人材の育成に今まで以上に取り組まなければならない。

1. 成長戦略における高等教育の姿

専門職大学院については、サービス産業等の生産性向上により一層貢献できる人材を輩出し得るものとなるよう、質の向上を図る

2. 生産性向上による成長戦略に向けての日本のビジネススクールの在り方

○以下のような各ビジネススクールの特徴を伸ばす振興策が必要

①グローバルトップ型(グローバル企業の経営力強化、海外トップビジネススクールとの交流促進、世界TOP100に5校)

②地域密着型(地方の中小・小規模企業の経営力強化)

③産業分野特化型(観光業、農業・食料産業、ファッション産業、コンテンツ産業、スポーツ産業、ビューティ産業、知的財産など)

○日本型のキャリア形成に向けた方策を講ずることが必要

・ノンディグリープログラム(学位なし)、短期集中プログラム(平日夜間、土日集中など)、オーダーメイド型プログラム(企業単位)等

○ICTを活用したプログラムの提供方策を講ずることが必要

4. ビジネススクールの教育体制

○学部、研究科等と専門職大学院との連携について

・社会のニーズにあわせた組織の再編を促すため、専任教員のカウンターの在り方について改善を図ることが必要

○実務家教員等の確保、基準の在り方について

・実務家教員とアカデミック教員のバランスが取れた教員組織とするための基準の見直しを図ることが必要

○企業等のニーズを踏まえた核となる科目の明確化・可視化

・企業や経済団体との連携によりコアカリキュラムを策定し、ビジネススクールでの教育を可視化することが必要

○ファカルティ・ディベロップメント(FD)の在り方について

・実務家教員とアカデミック教員が連携したFD手法の構築が必要

54

【教育再生実行会議 第9次提言(平成28年5月20日)】

(4) 特に優れた能力を更に伸ばす教育、リーダーシップ教育
 [リーダー育成などの取組の普及、支援]

グローバルな競争環境の中で、今後も我が国の社会・経済の成長を維持できるよう、国、大学は、次代を牽引する人材を育成するため、特に専門職大学院における企業経営のリーダーやイノベーションを創出する人材等を育成する取組を強化する。

【日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)】

◆高等教育等を通じた人材力の強化

⑤ 専門職大学院、高等専門学校、専修学校における高度専門職業人養成機能の充実

日本経済の成長を支える経営人材を質・量ともに豊かに輩出し、サービス産業等の生産性の向上を図るため、経営系専門職大学院について、グローバル化や地域密着、発展が見込まれる特定分野の強化といった各校の特徴を伸ばす形で人材養成機能の充実を図る。また、専門職大学院制度を早急に見直し、学生や産業界など多様な関係者の視点を取り入れた評価の充実、国際的評価機関による評価の促進、学部・研究科等との連携の促進、企業等のニーズを踏まえた核となる科目の明確化等を進める。

【ニッポン一億総活躍プラン ロードマップ(平成28年6月2日閣議決定)】

人口減少局面における成長力の強化(生産性革命に向けた取組の加速)

⑦成長を担う人材創出(人材育成・教育改革)

【具体的な施策】

・専門職大学院について、成長が見込まれる産業分野における高度専門職業人養成機能の強化に係る取組を検討・推進する。

【自民党政務調査会 総合政策集2016J-ファイル(平成28年6月20日)】

386 成長戦略のための高等教育改革

グローバルな競争激化や人口減少社会の到来に対応し、日本社会・経済の活力を維持するためには、イノベーション力・クリエイティブ性の強化や労働生産性の向上が不可欠です。このためには、高度専門職業人養成を目的とする専門職大学院が、サービス産業等の生産性向上に一層貢献できる人材を輩出するなど、成長戦略の拠点となることが求められます。特にビジネススクールについては、グローバル型、地域密着型、産業分野特化型といった各校の特長を伸ばす形で振興を図るとともに、ステークホルダーの視点を取り入れた評価の導入等により教育の質の抜本的向上を図ります。

7-4 未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～(審議まとめ) 概要

平成27年9月15日
中央教育審議会大学分科会

大学院改革の進展

- 平成3年～12年の「大学院重点化」により、大学院が量的に拡大
 (平成3年から26年にかけて
 大学院数が1.9倍、大学院生数が2.5倍)
- 平成17年以降、大学院教育の実質化が進展
 「博士課程教育リーディングプログラム」等により先進的な取組が展開

大学院重点化20年後の課題

- 優秀な日本人の若者の博士離れが進行
- 教員の負担増加
- 学生数が極端に少ない小規模専攻数の増加



大学院を巡る国内外の情勢

- 若手人口の大幅な減少
 (平成34年の25歳～44歳人口:
 平成24年に比べ20%減少見込み)
- 我が国の経済的優位性や競争力の低下、新たな基幹産業創出への期待
- 諸外国:高度人材(自国・留学生)の増加と活躍
 (例:シリコンバレーでは、大学院生の起業が社会変革の一翼)
- 地球規模の課題の深刻化

高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、グローバルに活躍し未来を牽引する「知のプロフェッショナル」育成のための大学院教育改革を推進

七つの基本的方向性と「卓越大学院」の形成

①体系的・組織的な大学院教育の推進と学生の質の保証

- 学位授与・教育課程編成・入学者受入れの方針の一体的な策定・公表の促進
- ✓ 研究科や専攻の枠を超えた幅広いコースワークから研究指導につながる教育課程の編成の促進
- ✓ 厳格な成績評価と修了認定による学生の質保証
- 研究倫理教育の実施、博士論文の指導・審査体制の改善
- 将来の大学教員の教育能力を養成するシステムの構築

④大学院修了者のキャリアパスの確保と進路の可視化の推進

- キャリアパス多様化のための全学的支援と産業界の理解の促進
 (大学の専門的職員へのキャリアパスの充実)
- 修了者の活躍状況の把握・公表の促進
 (認証評価制度にて進路状況を評価)

世界最高水準の教育力と研究力を備え人材交流・共同研究のハブとなる

「卓越大学院(仮称)」を形成

- 【期待される領域例】
- ・国際的優位性・卓越性を示している領域
 - ・文理融合・学際・新領域
 - ・新産業の創出に資する領域
 - ・世界の学術の多様性確保へ貢献が期待される領域

- 【検討スケジュール】
- ・27年度中目途:産学官からなる検討会を設置
 (分野の設定や複数機関が連携する仕組みについて示す)
 - ・28年度～:大学における企業との連携による構想作りなど、具体化に向けた取組を開始

⑤世界から優秀な高度人材を惹き付けるための環境整備

- 国際的アドミッション体制の整備
- 学生・教職員の国際交流の推進

⑥教育の質を向上するための規模の確保と機能別分化の推進

- 社会的・学術的需要を踏まえた学生数の見直し
- 小規模専攻の見直し

⑦博士課程(後期)学生の処遇の改善

- 「2割の学生への生活費相当額程度の受給」達成に向けた多様な財源による支援の拡大
 (企業・国立研究開発法人におけるRA(リサーチアシスタント)雇用の促進)

③専門職大学院の質の向上

- 制度全般を検証の上、1年以内に見直しして、人材養成機能を抜本的に強化
 (国際的に適用するアクリディテーション機関からの評価の受審を促進等)
- 法科大学院の組織見直しの促進や、教育の質の向上等の集中改革

「審議まとめ」の方針を計画的に実行するため

「第3次大学院教育振興施策要綱(文部科学大臣決定)」(平成28年度～)の策定へ